

食品寄附等の現状 (詳細版)

※本資料は、その内容については記載した出典に依っていますが、資料そのものは事務局の責任で作成したものです。

目次

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況	3
(1) 食品寄附の全体像	4
(2) 食品寄附関係者（食品寄附者、フードバンク、こども食堂、その他）	5
(3) 関係法令等の適用関係	24
(4) 寄附食品（寄附食品の種類、受入条件、温度帯別の取扱い状況）	28
(5) 管理状況（衛生管理・記録・合意書・事故対応）	34
(6) 未利用食品活用のポテンシャル	47
(7) その他（こども食堂の抱える課題、データ取扱い状況、災害時対応）	51
2. 海外における食品寄附の概況	56
(1) 諸外国における寄附量及び規制・税制優遇等の取組み	57
(2) 国際会議等における議論・動向	63

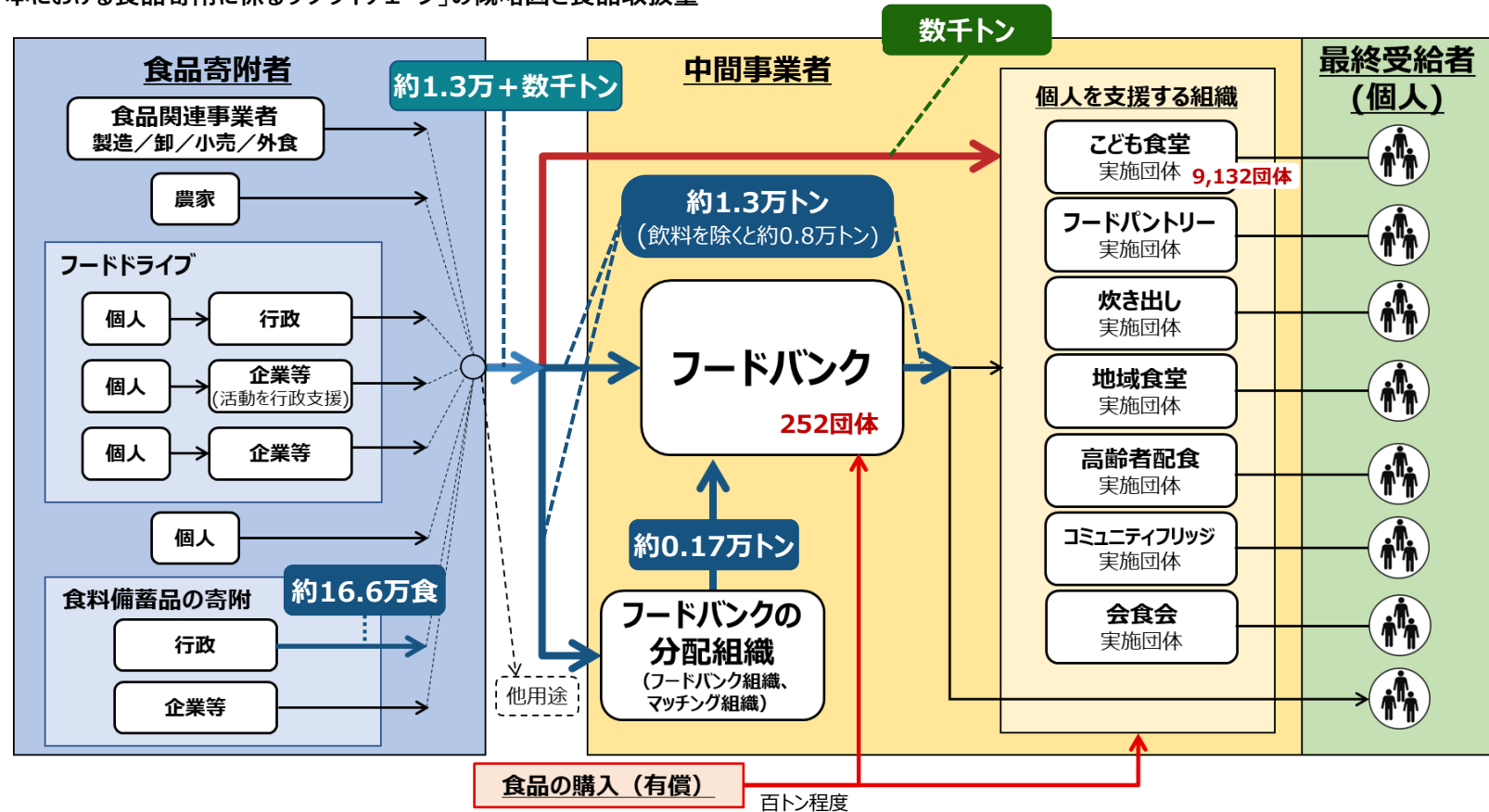
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

- (1) 食品寄附の全体像
- (2) 食品寄附関係者
(食品寄附者、フードバンク、こども食堂、その他)
- (3) 関係法令等の適用関係
- (4) 寄附食品 (寄附食品の種類、受入条件、温度帯別の取扱い状況)
- (5) 管理状況 (衛生管理・記録・合意書・事故対応)
- (6) 未利用食品活用のポテンシャル
- (7) その他 (こども食堂の抱える課題、データの取扱い状況、災害時対応)

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(1) 食品寄附の全体像

図表 「日本における食品寄附に係るサプライチェーン」の概略図と食品取扱量



- ※ 量的関係は2022年時点を想定して整理されているが、
厳密ではない。
- ※ あくまで調査時点での検討結果であり、
精緻化に向けては、更なる情報の収集・検討が望まれる。

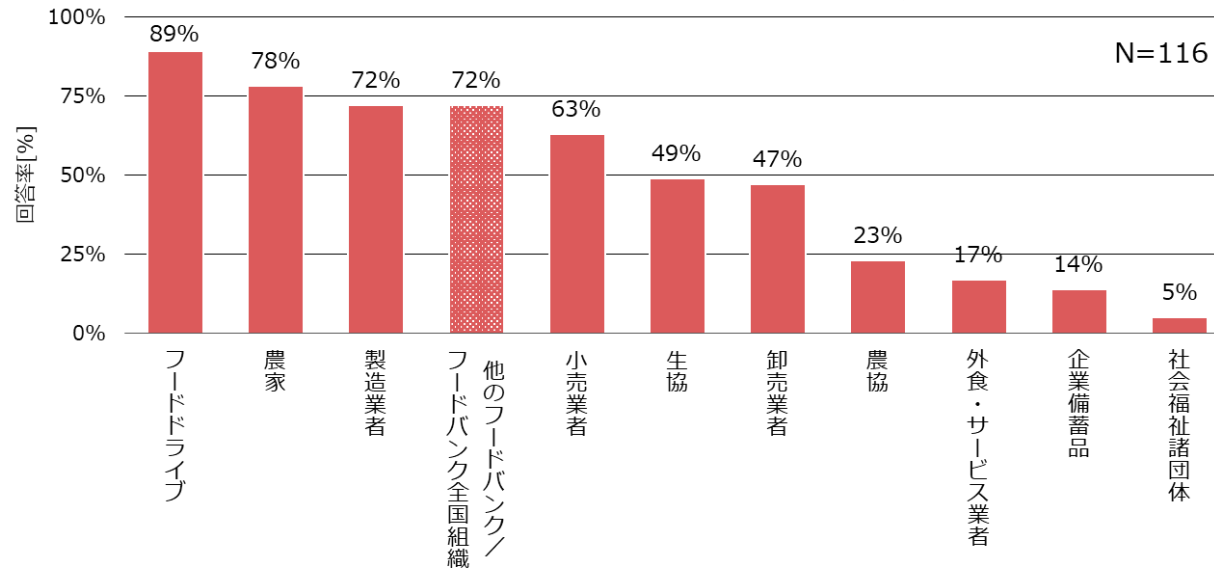
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（食品寄附者①）

食品寄附者の種別（フードバンクへの提供）

- 2019年時点の調査結果では、「フードドライブ」からの提供があったと回答するフードバンクが全体の9割弱を占めており、多くのフードバンクで、個人からの食品提供を受入れている実態がうかがえる。
- 食品提供者を業種別に見ると、「農家」「製造業者」「小売業者」「生協」「卸売業者」の順に多く、特に「農家」「製造業者」を挙げるフードバンクは7割以上であった。

図表 食品寄附者の種別（複数回答可、2019年）



※「サービス業者」は、食品を提供するサービス業である葬祭場、パチンコ業者等を指す。

※「社会福祉諸団体」は、行政機関、社会福祉協議会、フードバンク以外のボランティア組織、寺院、教会等を指す。

※「フードドライブ」は、個人の団体への持ち込み、フードドライブボックスからの回収、行政・企業・学校等が主催して回収・提供されたもの等の全てを含む。

※ 本回答は食品提供者からの提供有無を集計したものであり、取扱量の多寡を反映してはいない点に注意が必要である。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（食品寄附者②）

寄附食品の種類から見た食品寄附者の割合

- 2021年の調査によると、食支援活動（こども食堂に限らない）における食品提供者の構成は以下のとおりであり、多様な主体との協力が見られた。最も協力関係にある食品提供者は、多くの品目で、「社協、活動団体のネットワーク・中間支援組織、フードバンク」であった。特に、「米」「レトルト食品、インスタント食品」「菓子類」「飲料」は回答活動の5割以上であった。一方、「米」「野菜、果物」については、「地域の農家・商店・活動団体・個人」から提供を受ける事例も多かった。

図表 食材・食品の種類別の食品提供者（複数回答、2021年）【実施中の活動】（N=476活動）

食品・食材	食品提供者の種類	全国規模 の企業・ スーパー、コ ンビニ	地元企業、 サービス クラブ	地域の 農家・商店・ 活動団体・ 個人	都道 府県	市区 町村	社協、活動団体 のネットワーク・中 間支援組織、 フードバンク	生協 (店舗除く)	農協 (店舗除く)	その他
■ 米		12.0%	15.5%	51.7%	5.5%	7.4%	53.2%	7.1%	15.5%	7.6%
■ 肉、魚		5.7%	14.1%	16.2%	1.7%	1.3%	30.9%	3.4%	0.6%	2.3%
■ 野菜、果物		4.4%	11.3%	61.6%	1.5%	3.6%	30.3%	5.9%	8.4%	2.1%
■ 冷凍・冷蔵の惣菜・食材・食品		8.4%	17.0%	20.2%	1.7%	1.9%	40.8%	5.7%	0.6%	1.7%
■ レトルト食品、インスタント食品		16.6%	13.9%	22.9%	1.9%	6.1%	56.7%	6.7%	1.3%	0.8%
■ 調味料		10.1%	8.0%	24.6%	0.2%	2.5%	43.5%	5.9%	1.1%	0.2%
■ 菓子類		17.4%	18.9%	37.2%	1.3%	4.0%	55.0%	5.0%	1.1%	0.6%
■ 飲料		18.5%	11.6%	27.1%	1.9%	4.8%	54.2%	6.1%	1.9%	0.8%
■ お弁当		8.0%	5.7%	4.6%	0.2%	0.4%	5.9%	0.2%	0.0%	0.4%
■ その他		3.8%	4.4%	9.2%	0.6%	3.4%	12.6%	1.3%	0.4%	1.3%

※こども食堂に限らない結果である点に注意。

※本結果は実績の有無であり、実際の食品取扱量の多寡ではない点に注意。

出所：一般社団法人全国食支援活動協会の、千葉大学人文科学研究院 清水洋行研究室「「2021年度コロナ禍における食支援活動の現状と食材支援に関する調査」の集計結果（数値データ版）（2022年4月15日）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

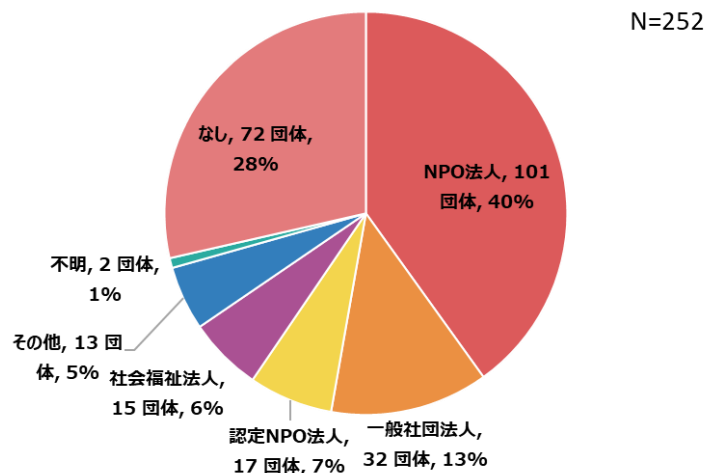
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（フードバンク①）

フードバンクの組織形態

- 2023年時点におけるフードバンクの運営主体（母体法人含む）は、約71%が法人格を取得していた。具体的には「NPO法人」が最も多く40%であり、次いで「一般社団法人」「認定NPO法人」「社会福祉法人」であった。これらで全体の約66%を占めた。
- 法人格を取得していない団体も28%存在していた。なお、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」等にて、フードバンク活動の要件等として法人格の有無は定められてはいない。ただし、税制上の優遇措置（寄附金の損金算入等）が適用されるためには、認定NPO法人等への登録が必要となる²。

図表 フードバンクの運営主体（法人格）（2023年）



※ その他の内訳は、労働者協同組合（4団体）、地方公共団体（4団体）、公益社団法人（2団体）、生活協同組合（1団体）、学校法人（1団体）、株式会社（1団体）。

※ 「フードバンク活動団体一覧」の回答を基本に、HP等より法人格の情報が確認できたものについては適宜回答を修正している。

出所：1 農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」

2 農林水産省「【食品関連事業者の皆様へ】食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか？フードバンクに係る税制について」

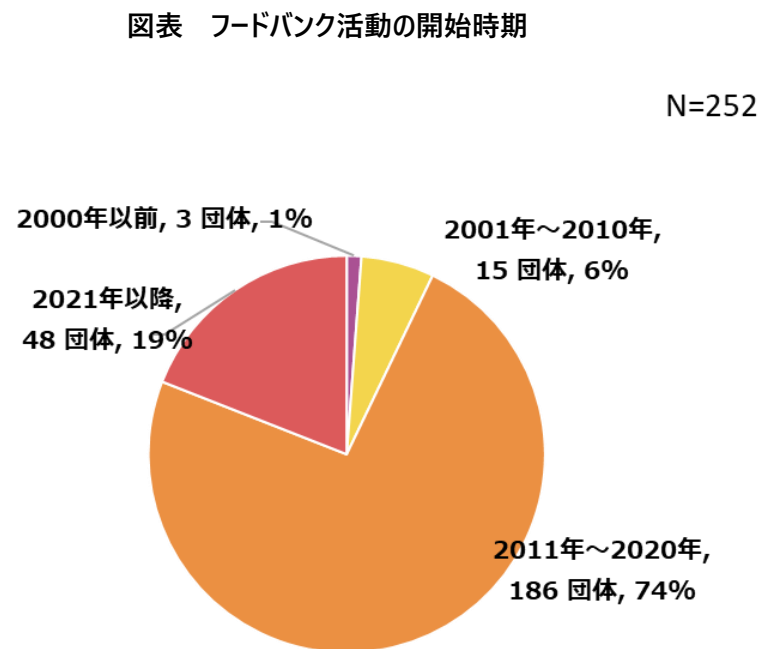
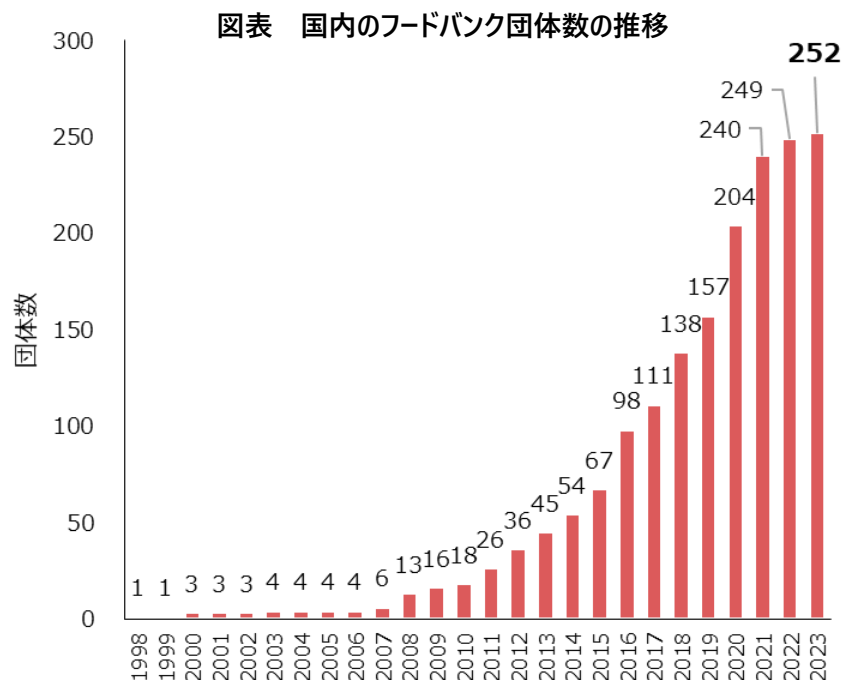
3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（フードバンク②）

フードバンクの団体数と開始時期

- 農林水産省「フードバンク活動団体一覧」では、2023年時点で252団体から報告があった（ただし、うち17団体は、団体名称に「食堂」を含む）。252団体を対象に、フードバンク活動の開始時期を経年で整理したところ、団体数の拡大が確認された。
- フードバンク活動を開始した時期に着目すると、2011～2020年に活動を開始した団体が74%、2021年以降に活動を開始した団体が19%である。
- 9割以上の団体が2011年以降に活動を開始しており、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行された2019年以後に活動を開始した団体は114団体（45%）であった。



出所：農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

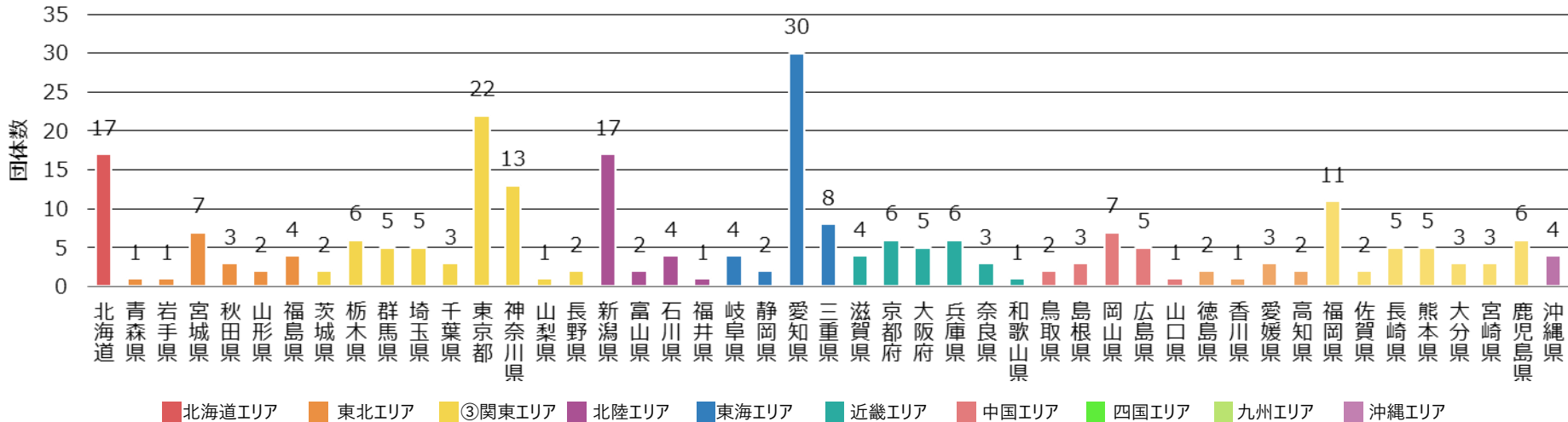
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（フードバンク③）

フードバンクの全国での所在地分布

- 2023年時点におけるフードバンクの所在地を都道府県別にみると、愛知県が最も多く、30団体が活動を行っている。愛知県には、特例認定NPO法人フードバンク愛知や、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋等の食品取扱量の多い団体が複数存在している。
- 次に、東京都（22）、北海道（17）、新潟県（17）の順に多い。地域によって、団体数に差はあるものの、47都道府県で最低1団体以上の活動が確認され、フードバンク活動が全国に広がっていることがわかる。

図表 フードバンクの所在地分布（2023年）



※ エリアの地域分類は、内閣府の定める地域区分（地域区分C）²に従った。

出所：1 農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」
2 内閣府HP「地域区分」（2024年2月1日最終確認）
3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

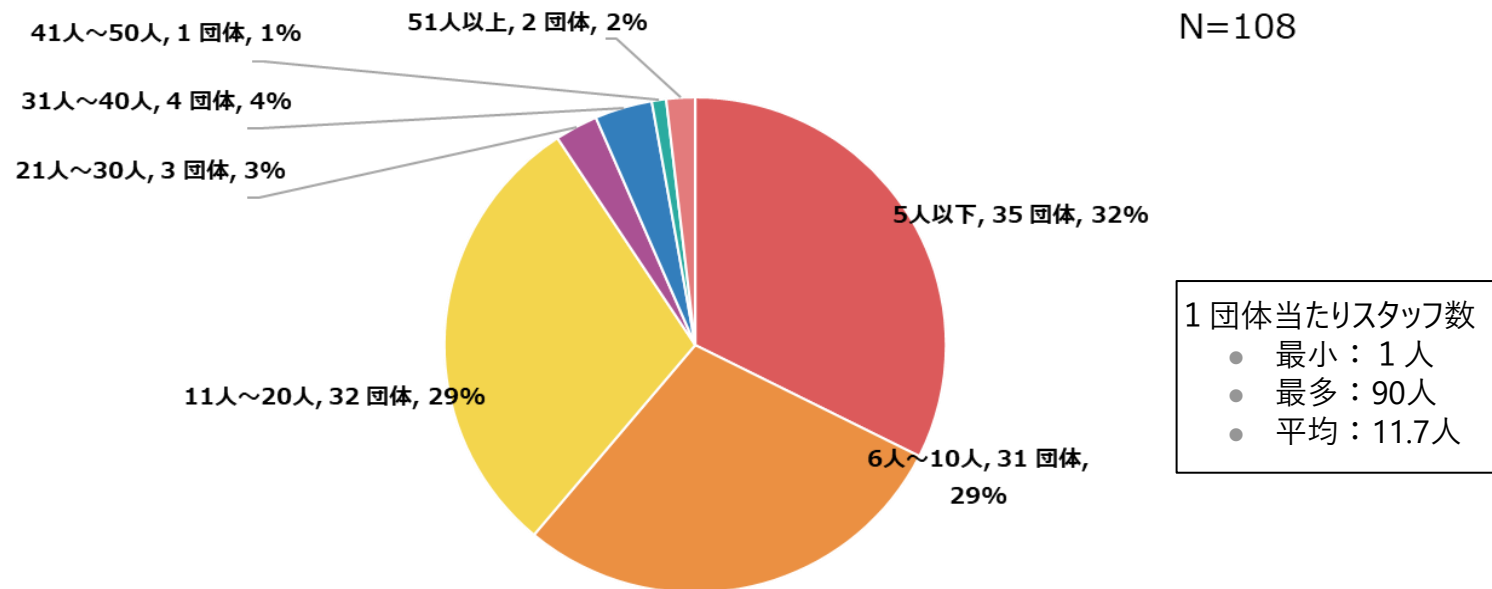
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（フードバンク④）

フードバンクの体制（スタッフ数）

- 2019年のフードバンク実態調査¹によると、スタッフ数が「5人以下」「6～10人」「11～20人」の団体はそれぞれ32%、29%、29%であった。
- 1団体あたりの平均スタッフ数は11.7人であるが、最多は90人、最少は1人とスタッフ数のばらつきは大きいと言える。

図表 フードバンクのスタッフ数（2019年）



- ※ 出所におけるアンケート調査の回収数は116だが、本設問に対する無回答2団体、無効回答6団体を除外し、集計している。
- ※ 社会福祉協議会やフードバンク事業以外の事業も手掛けるNPO法人のうち、本設問に対して、「全職員数」を回答したと見られる4件は除外した。
- ※ 「スタッフ数」：団体代表者、常勤スタッフ、非常勤スタッフを含む活動に関わるスタッフの総人数。
- ※ 本スライドでは、出所における表現等を一部修正している。正確な表現等は出所1を参照のこと。

出所：1 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」

2 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

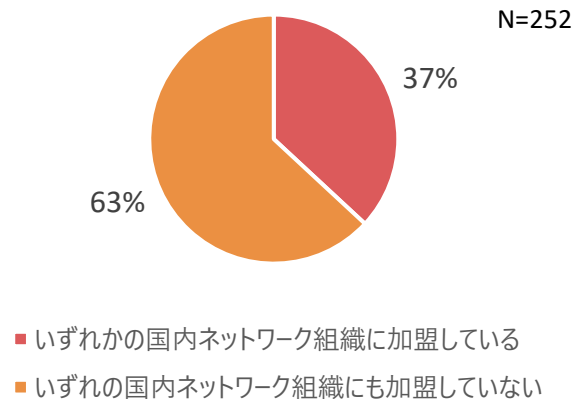
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（フードバンク⑤）

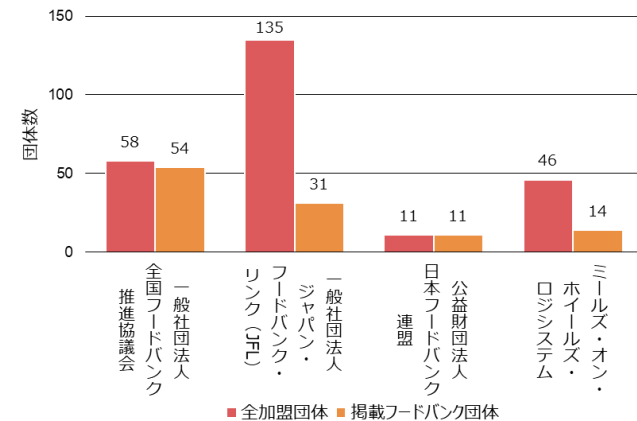
フードバンクの国内ネットワーク組織への加盟状況

- 農水省が作成している「フードバンク活動団体一覧」に掲載された組織（2023年時点）について、国内ネットワーク組織への加盟状況を確認したところ、一般社団法人全国フードバンク推進協議会（54団体）が最多であった。
- 掲載フードバンク団体には、複数の国内ネットワーク組織に加盟している団体もあり、いずれかの国内ネットワーク組織に加盟している団体は延べ93団体（1団体が複数の組織に加盟している場合あり）、加盟率は37%であった。

図表 「フードバンク活動団体一覧」に掲載された組織の
国内ネットワーク組織への加盟状況（2023年）



図表 国内ネットワーク組織への加盟状況（2023年）
N=252



※ 本整理では便宜上、「加盟団体」「加盟受領事業者」「参画団体」「認証団体」に位置付けられることを「加盟」と整理している点に注意。

また、必ずしもフードバンクのみを加盟対象としているわけではない点に注意。

※ 「掲載フードバンク団体」とは、農林水産省「フードバンク活動団体一覧」に掲載されている団体を指す。なお、「フードバンク活動団体一覧」の掲載情報を基に、本調査にて各組織HPとの突合を行った結果である点に注意。なお、出所の組織名称が一致しない場合もあり、可能な範囲での整理となる。

※ 1つのフードバンク団体が、複数の国内ネットワーク組織に加盟している場合もある。掲載フードバンク団体のうち、2つの組織に加盟している団体が15団体、3つの組織に加盟している団体が1団体確認された。

出所：1 農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」

2 一般社団法人全国フードバンク推進協議会HP「加盟フードバンク団体一覧」（2024年1月15日最終確認）

3 一般社団法人 ジャパン・フードバンク・リンク（JFL）HP「加盟受領事業者」（2024年1月15日最終確認）

4 一般社団法人 全国食支援活動協力会HP「ミールズ・オン・ホイールズ・ロジシステム 参画団体一覧」（2024年1月15日最終確認）

5 公益財団法人 日本フードバンク連盟HP「認証団体紹介」（2024年1月15日最終確認）

6 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

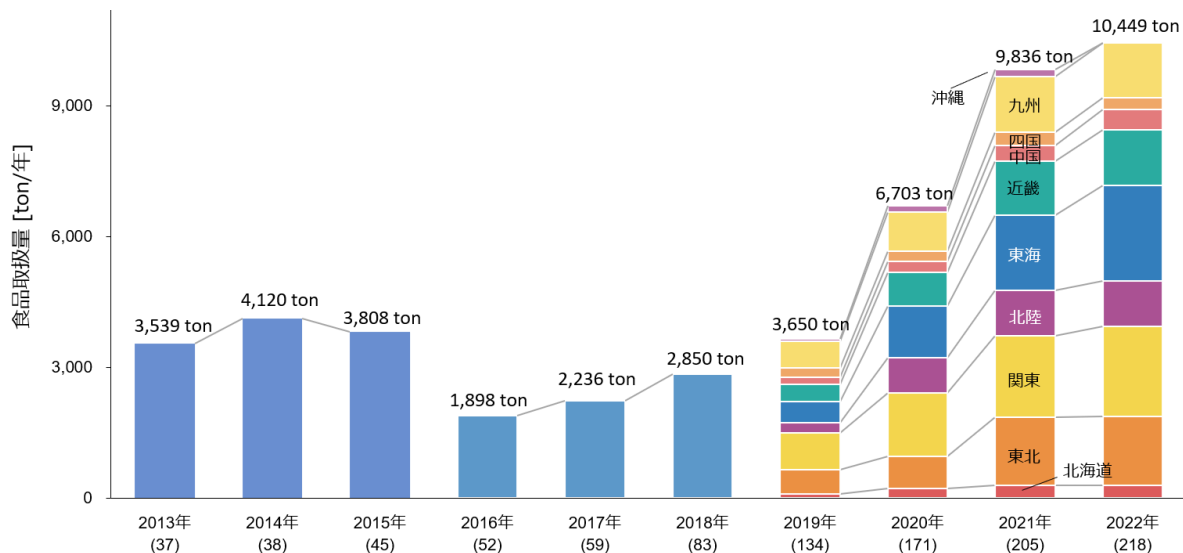
(2) 食品寄附関係者（フードバンク⑥）

フードバンクの食品取扱量

- 日本全国のフードバンクにおける食品取扱量（他のフードバンクからの受入量を除く）について整理したところ、2020年以後に規模が特に拡大したと確認され、**2022年の実績値は10,449トンであった。**
- 2022年の実績値を都道府県別に見ると、**愛知県が最も多く1,576トンであり、次いで福島県（1,019トン）、新潟県（915トン）、神奈川県（610トン）、福岡県（521トン）**であった。

※ 2022年の報告が無い団体を対象に、団体HPを確認したところ、「認定NPO法人セカンドハーベスト・ジャパン（東京）」「NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄」は、各1,647.1トン（うち、個人寄贈は82.9トン）、159.4トン（うち、8.5トンは購入）の食品取扱量と確認された^{2,3}。両者の全量を含める場合は、2022年の実績値は12,255トンで、都道府県別には東京都が最も多く2,095トンとなる。

図表 食品取扱量（他のフードバンクからの受入量を除く）



※年次下の括弧は、食品取扱量の回答団体数を意味する。

※食品寄附の提供を受けた量として、「年間の食品取扱量」から「他のフードバンクからの受入量」を減算した値について、評価した。

出所：1 農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」、2 認定NPO法人セカンドハーベスト・ジャパン「監査報告書（2022年度）」、3 NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄HP「2022年度事業報告書（2022年9月-2023年8月）」、4 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業 フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」、5 農林水産省「平成28年度農林水産省食品産業リサイクル状況等調査委託事業 国内フードバンクの活動実態把握調査及びフードバンク活用推進情報交換会報告書（平成29年3月）」、6 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

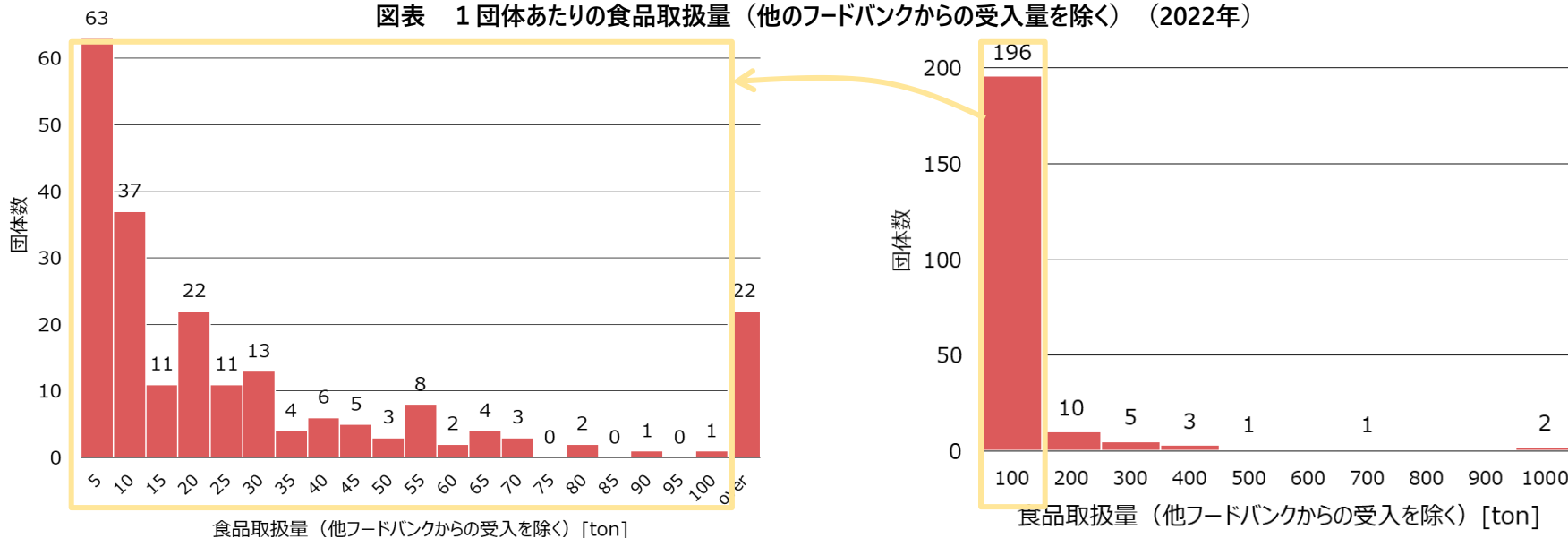
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（フードバンク⑦）

中間事業者の活動概要 ①フードバンク 7/8

- 2022年の実績値について回答があった団体を対象に、1団体あたりの食品取扱量を整理したところ、右に歪んだ分布であった。218団体のうち、100トン以下は90%（196団体）であり、15トン以下が51%（111団体）であった。第一四分位は4.1トン/団体、中央値は13.8トン/団体であり、**日本におけるフードバンクの多くは1団体10トン程度の活動規模と考えられた。**
- 「NPO法人FUKUSHIMAいのちの水（1,000トン）」が最も多く、次いで「特例認定NPO法人フードバンク愛知（943トン）」「新潟県フードバンク連絡協議会（650トン）」「認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋（449トン）」であった。
- ※ただし、食品取扱量は飲料や調味料を含み得る値であり、食品取扱量が多い団体の中には、飲料の取扱いが多いものも存在し得ると考えられた。（なお、本注記は飲料の取扱いが多いことを否定する意味ではない。）

図表 1団体あたりの食品取扱量（他のフードバンクからの受入を除く）（2022年）



出所：農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（フードバンク⑧）

フードバンクの食品取扱量の補足

【他のフードバンクからの受入量（2022年）】

- 他のフードバンクからの受入を実施していない団体（0または「－」と回答）は、42%（106団体）であった。
- 他のフードバンクから受入れた食品の量は、計1,710トン（中央値は0.4トン）であった。
- 個別の団体としては、「NPO法人FUKUSHIMAいのちの水」が最も多く、500トンの受入れであった。

【野菜の取扱量（2022年）】

- 野菜の取扱量を回答した団体は 62%（156団体）であり、計858トンの取扱いが報告された。
（「1 団体あたりの食品取扱量（他のフードバンクからの受入量を除く）」の内数にあたる。）
- 個別の団体としては、「NPO法人Happyリレーいろいろ フードバンク水戸」が最も多く、80トンの取扱いであった。
- なお、一部のフードバンクにヒアリングをしたところ、年間50トン程度の取扱い量の団体は、農家からの寄附やフードドライブに力を入れている場合も多いとのことである。

【食品取扱量の今後の見通し】

- 一部のフードバンク、個人を支援する組織にヒアリングをしたところ、2021年、2022年は新型コロナウイルスの感染拡大にて食品製造業等で未利用食品等が多く発生したことや、フードバンク活動・こども食堂に対する理解の醸成、SDGs・フードロス削減・社会貢献といった観点から、食品寄附が進んだ。今後も食品寄附に関心を持つ事業者は増加することが見込まれる。一方、2023年は寄附の申し出・相談が増えているという所感も挙がったが、新型コロナウイルスの収束に伴う食品製造業での操業安定や、物価高の影響等を受け、前年より食品寄附の規模は下がる見込みも寄せられた。
- P.10の整理では食品取扱量は拡大傾向にあるが、今後は増加率の逡減、食品取扱量の減少も生じ得ると見込まれ、注視が必要である。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（フードバンク⑨）

フードバンク等の機能別分類

- フードバンク等を介し、食品提供者（食品関連事業者等）から食品提供先（個人を支援する組織、最終受給者）に至る食品の動きは、以下のとおり分類される。（なお、「コーディネーター」は通常フードバンクとは分類されていない。）

図表 食品の提供方法（フードバンクを介し、食品提供者から食品提供先に届くまで）

分類	イメージ図	概要
在庫型 （倉庫で保管し、必要に応じて配送）		■ 食品提供者から受入れた食品を、フードバンク所有の倉庫に保管。在庫を管理しながら、食品提供先へ配送する。 ■ 取扱い規模が大きい場合に導入されることが多く、品質管理やデータ管理がしやすい等のメリットがある。
クロスドッキング型 （拠点に集約して出荷）		■ 受入れた食品を倉庫に保管するのではなく、フードバンク本部等の拠点に一時的に集約、仕分けてから配送する方法。 ■ 外部委託することによる配送の効率化や、受取先に応じた仕分けが可能等のメリットがある。
引取・配送型 （倉庫を使わず、直接配送）		■ フードバンクのスタッフ等が食品提供者から食品を受け取り、そのまま福祉施設等の食品提供先まで配送する。 ■ 短時間で配送可能な狭いエリア内における活動や、小規模なフードバンク等に適している。
仲介型 （輸配送は行わず、仲介・調整に重点化）		■ 配送や輸送等を福祉団体等に委託し、食品提供者と食品提供先間の調整等に特化する。 ■ 運営費の低減が可能である他、提供企業が小売業の場合、生鮮品などを提供しやすくなるなどのメリットがある。

※ 引取・配送型を除き、運搬の方向は矢印に限らず、受贈側が提供側に取りに行く場合もある。

出所：農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

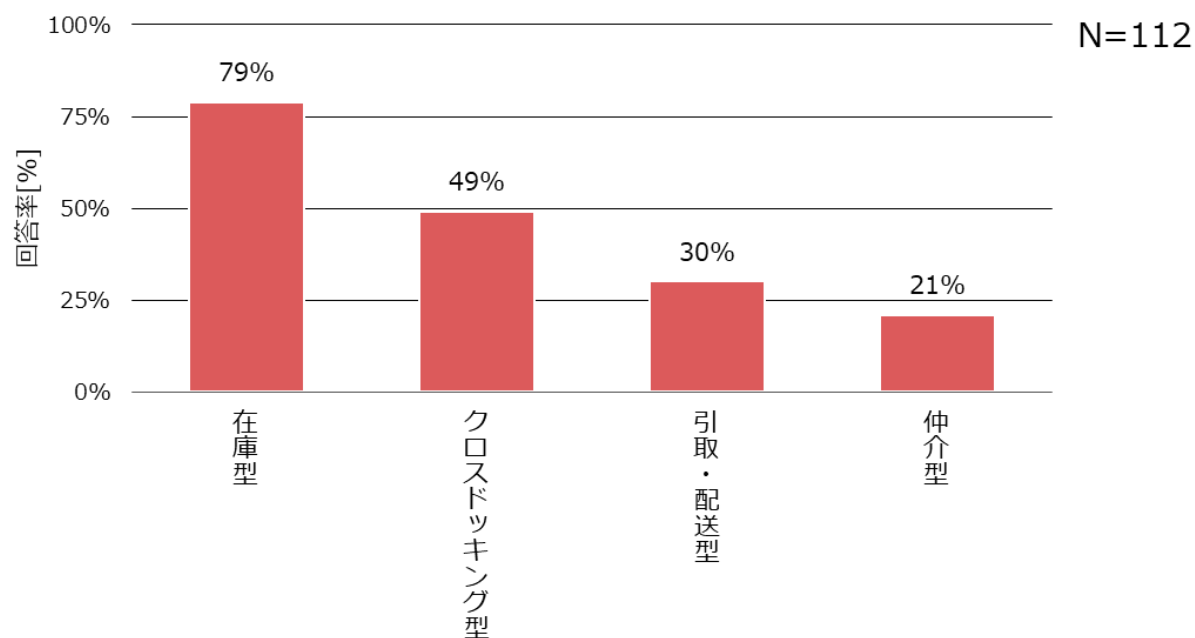
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（フードバンク⑩）

フードバンク等の機能別分類の実態

- 2019年時点の調査結果¹では、8割弱のフードバンクが「在庫型」のパターンで、次いで5割弱のフードバンクが「クロスドッキング型」のパターンで食品を提供していた。
- なお、一つのフードバンクであっても、提供者や提供先の事情等に応じて、複数のパターンを使い分けながら食品を提供する実態があるとみられる。

図表 食品の提供方法パターン（複数回答可、2019年）



※ 出所1におけるアンケート調査の回収数は116だが、無回答4団体を除外し、集計している。

※ 本整理では、出所1における表現等を一部修正している。正確な表現等は出所1を参照のこと。

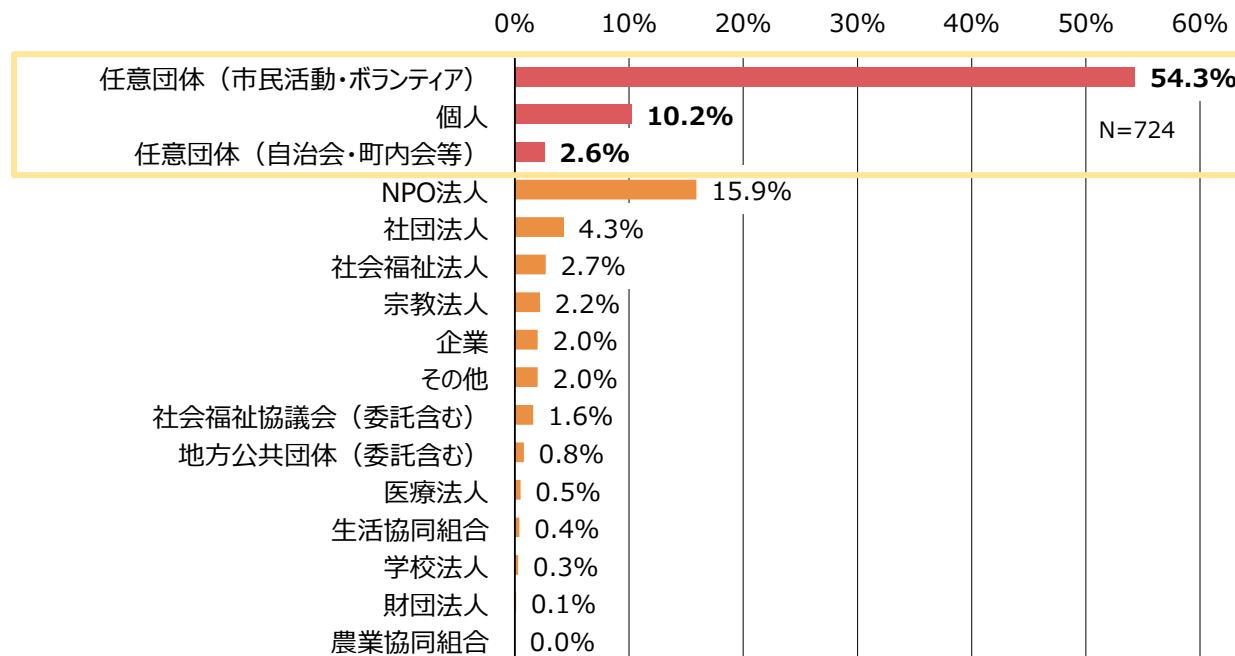
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（こども食堂①）

こども食堂の組織形態

- 2023年時点におけるこども食堂の運営主体は法人格を取得していない主体が多く、全体の6割以上を占めた。
内訳としては、「任意団体（市民活動・ボランティア）」が最も多く54.3%であり、「個人」10.2%、「任意団体（自治会・町内会等）」2.6%である。
- 法人格を取得している場合は、「NPO法人」が最も多く15.9%であり、次いで「社団法人」が4.3%、「社会福祉法人」が2.7%であった。これら3種の法人で全体の約2割を占めた。

図表 こども食堂の運営主体（単数回答、2023年）



法人格を取得していない主体が
全体の6割以上

※その他としては、「労働者協同組合」「株式会社」「合同会社」「NPO法人申請を準備」「一般社団法人」「自主団体」「地域自主組織など」等が挙げられた。

出所：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「こども食堂の現状 & 困りごとアンケート vol.8 結果報告（2023年7月18日）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務報告書（令和6年3月）」

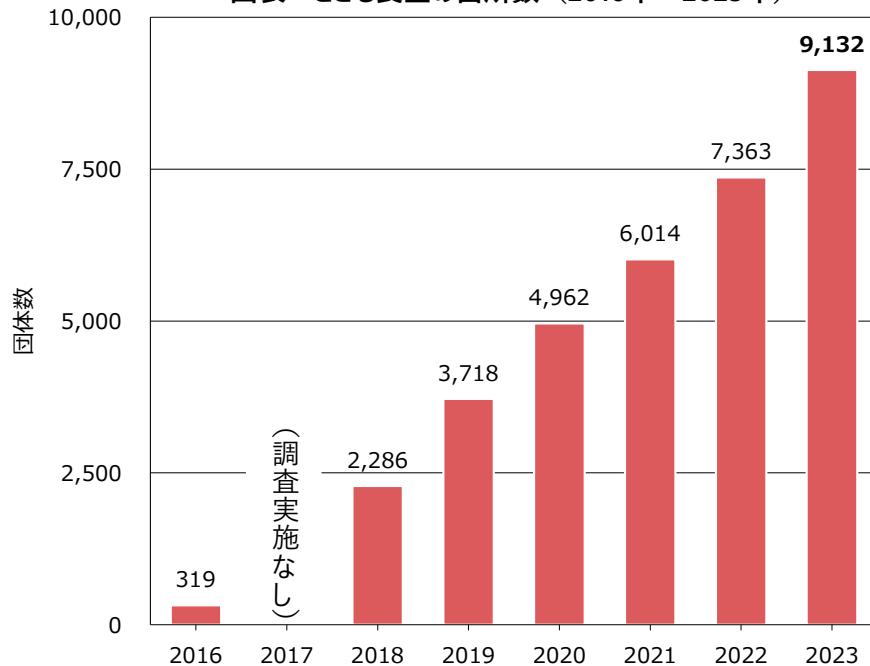
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（こども食堂②）

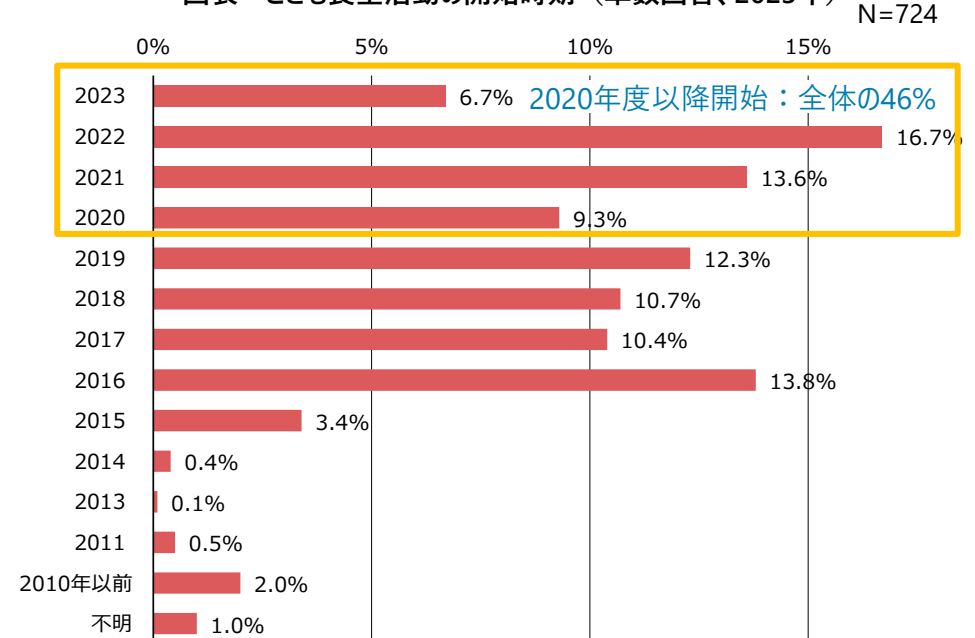
こども食堂の団体数

- 2023年に実施された全国のこども食堂の箇所数調査では、**9,132箇所**のこども食堂が確認された¹。同調査は2018年以降毎年実施されており、こども食堂の報告数は例年増加している。
- こども食堂に対して活動を開始した時期を尋ねると、約98%の団体が2011年以降に活動を開始しており、**新型コロナウイルス感染症の影響が生じた2020年以降に活動を開始した団体は335団体（約46%）であった²**。

図表 こども食堂の箇所数（2016年～2023年）



図表 こども食堂活動の開始時期（単数回答、2023年）



※左図表については認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえおよび地域ネットワーク団体等が調査し、確認された結果であるが、右図表中の数値はこども食堂の活動主体自身为中心となって回答したものである点に注意。

※左図表の2016年は朝日新聞調べ。2017年は調査が実施されていない。2018年以降は認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ、及び地域ネットワーク団体調べ。

出所：1 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「こども食堂全国箇所数調査2023 資料1「こども食堂全国箇所数調査2023結果（確定値）のポイント（2024年2月22日）」（p.1）2 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「こども食堂の現状＆困りごとアンケート vol.8 結果報告（2023年7月18日）」（p.7）、3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業

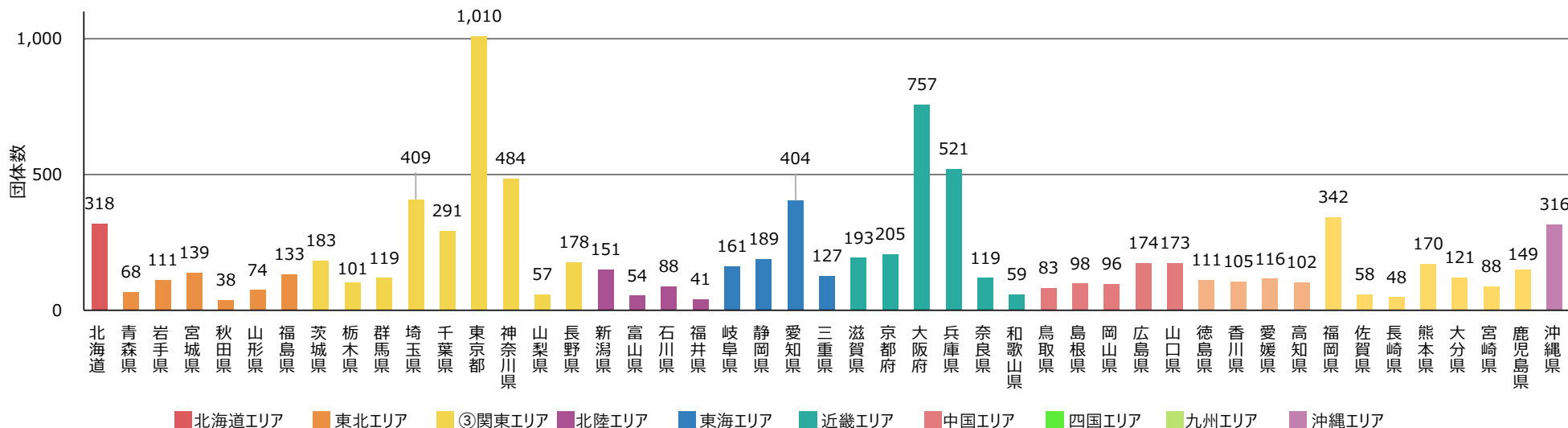
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（こども食堂③）

こども食堂の全国での所在分布

- 2023年時点におけるこども食堂の箇所数を都道府県別にみると、東京都が最も多く、1,010箇所であった。次いで、大阪府（757箇所）、兵庫県（521箇所）、神奈川県（484箇所）、埼玉県（409箇所）、愛知県（404箇所）と、人口規模が大きい地域が続いた。地域差はあるものの、1つの都道府県に38箇所以上のこども食堂が存在しているとわかる。
- 同調査では、人口あたりのこども食堂の箇所数も整理しており、沖縄県が最も多く（21.27箇所/10万人）、徳島県（15.44箇所/10万人）、鳥取県（15.19箇所/10万人）と続いた¹。

図表 こども食堂の箇所数分布（2023年）



※ エリアの地域分類は、内閣府の定める地域区分（地域区分C）²に従った。

出所：1 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「こども食堂全国箇所数調査2023 資料2「都道府県別箇所数・充足率（校区実施率）等一覧（2024年2月22日）」（p.1）、2 内閣府HP「地域区分」（2024年2月1日最終確認）、3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

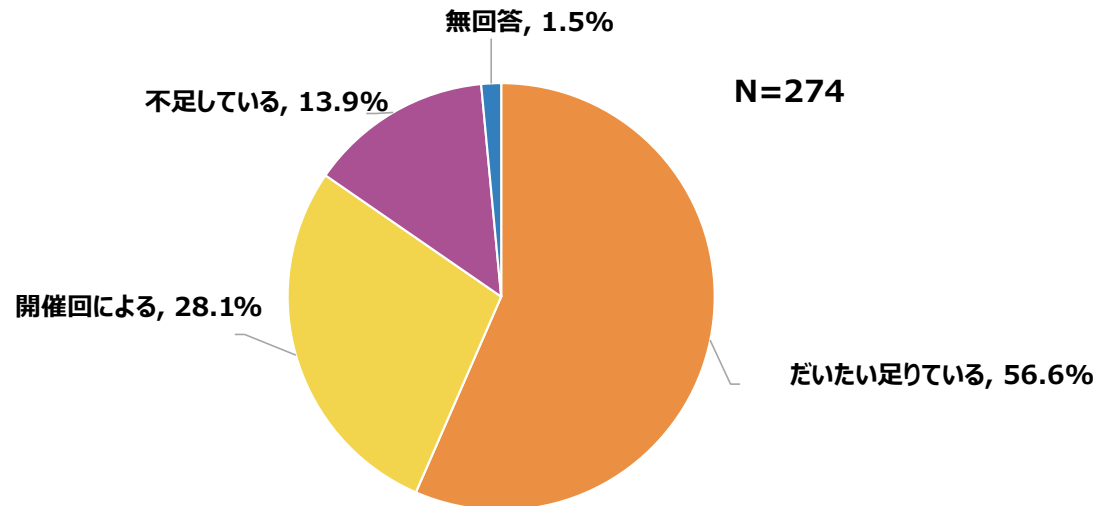
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（こども食堂④）

こども食堂の体制（スタッフ数）

- 2017年のこども食堂実態調査（274団体から回答）¹によると、こども食堂の開催1回に参加するスタッフ数の平均値は9.1人であった。ただし、最多は40人、最少は1人、中央値8人とはばらつきが大きく、団体の規模や性質、開催目的によって状況が異なると考えられる。
- 同調査においてスタッフ数が十分であるかを尋ねたところ、「だいたい足りている」との回答が56.6%と半数以上を占めた。一方、「開催回による」「不足している」との回答もそれぞれ28.1%、13.9%見られた。

図表 スタッフの不足感（2017年）

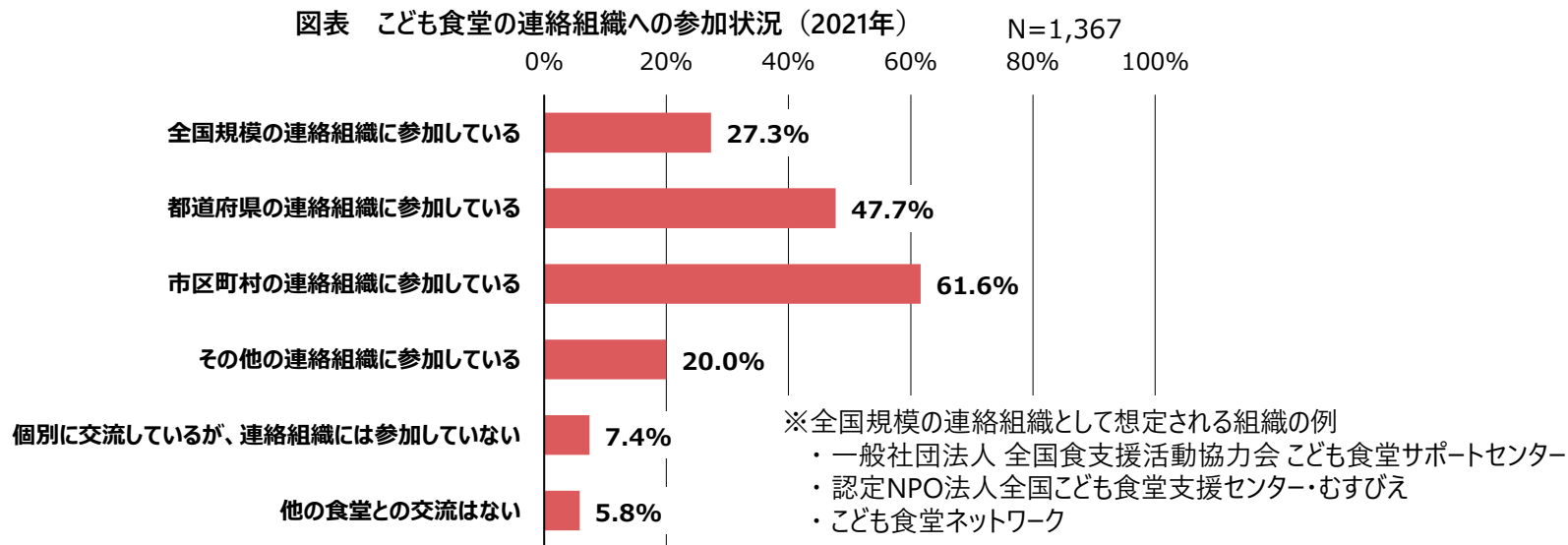


1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（こども食堂⑤）

こども食堂の国内ネットワーク組織への加盟状況

- こども食堂同士の情報交換やマッチング等の支援のため、各地域で「連絡組織（地域ネットワーク団体）」が活動している。
地域ネットワーク団体とは、「都道府県または市区町村単位で、公平・中立な立場でその地域のこども食堂どうしのつながり（ネットワーク）をつくり、交流を促進している団体」とされる¹。
- 連絡組織は各地の社会福祉協議会、自治体、NPO法人等によって運営されており、認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえの「地域ネットワーク団体全国MAP」では、47都道府県中45都道府県に団体の所在が確認できる²。
連絡組織が食品寄附を受け、参加しているこども食堂に食品を配分する例も見られる（例：柏市こども食堂連絡会等）³。
- 2021年度のこども食堂実態調査によると、連絡組織への参加状況は、「市区町村の連絡組織」が最も多く（61.6%）、次いで「都道府県の連絡組織」が47.7%、「全国規模の連絡組織」が27.3%であった⁴。



出所：1 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえHP「私たちが大事にしていること」（2024年3月1日最終確認）、2 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえHP「地域ネットワーク団体全国MAP」（2024年3月1日最終確認）、3 千葉県柏市HP「柏市こども食堂連絡会」（2024年3月1日最終確認）、4 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「第1回全国こども食堂実態調査集計結果（2022年1月31日）」、5 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

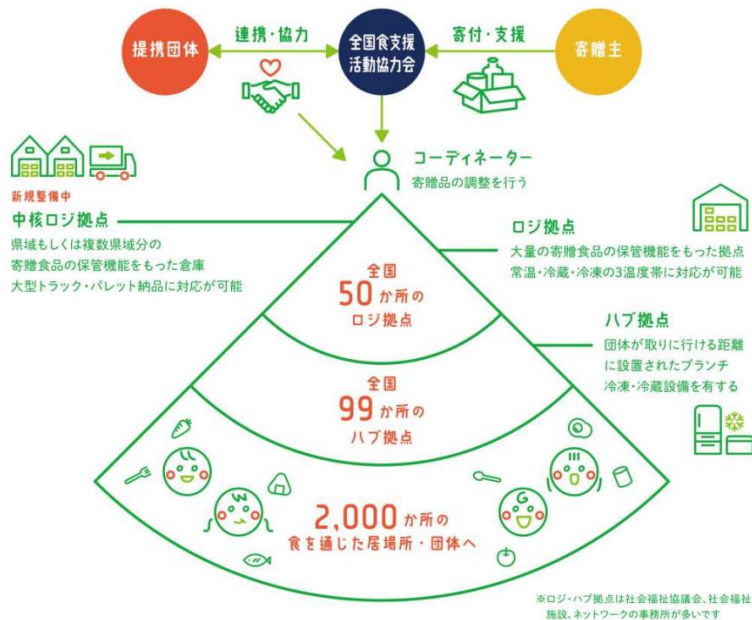
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（コーディネーターの事例）

（一社）全国食支援活動協力会によるミールズ・オン・ホイールズの取組

- （一社）全国食支援活動協力会は、寄附食品が効率的に運搬・仕分け・分配されることで食品提供者の負担を軽減し、食品提供先への支援が充実することを目指し、「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」を展開している。
- 同取組では、食品提供者からの寄附食品を、全国各地に存在するロジ拠点（50箇所）・ハブ拠点（99箇所）で適切に保管（冷蔵・冷凍保管を含む）し、こども食堂等の食支援活動を行う組織（約2,000箇所）へ配送している。食品の輸送・保管に係る各種調整については（一社）全国食支援活動協力会が支援する¹。

図表 「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」の全体像



図表 「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」における食品の配送・保管の流れ



- 「中核ロジ拠点」は、県域もしくは複数県域分の寄贈食品の保管機能をもった倉庫であり、倉庫・卸売・製造事業者等が該当する。
- 「ロジ拠点」は、大量の食品の保管機能をもった拠点であり、常温・冷蔵・冷凍の温度帯に対応が可能である。「ハブ拠点」は、こども食堂等の各団体が取りに行ける距離に設置された拠点であり、冷凍・冷蔵設備を有する。
- 「ロジ拠点」及び「ハブ拠点」は、全国各地の社会福祉協議会、社会福祉施設、地域ネットワーク等の事務所が多くを占める。

<取組実績（2022年度時点）>

- ・ 連携エリア : 33 都道府県
- ・ 食品提供量 : 355 トン
- ・ 食品寄贈団体数 : 37 団体

出所：1 一般社団法人全国食支援活動協力会 平野覚治「食支援のための物流システム ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの紹介（2023年11月30日）」（pp.4-5）※表記の一部を修正。、2 農林水産省HP「フードバンク／（ご参考）各地域のネットワークによる全国への食料支援の取組」（2024年3月1日最終確認）、3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

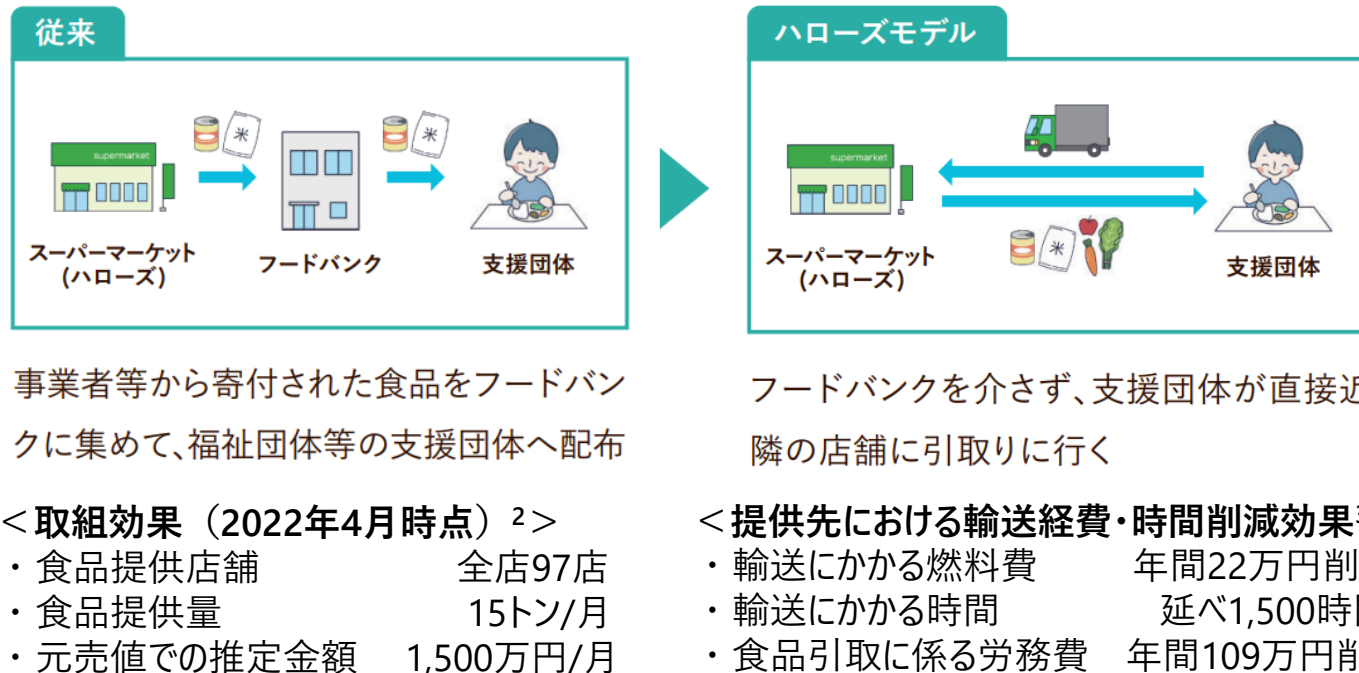
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附関係者（小売事業者が直接こども食堂等に提供する事例）

小売事業者（ハローズ）の取組

- 株式会社ハローズは、寄附食品の提供に際し、こども食堂等の支援団体がフードバンクを介さず、最寄りの同社スーパーマーケットに寄附品を取りに行く仕組みを構築している。
- 食品の受け渡しにかかる時間・人件費・燃料費を削減し、傷みやすい食品や当日消費期限の食品の活用を可能としている^{1,2}。

図表 ハローズモデルの全体像（株式会社ハローズ）¹

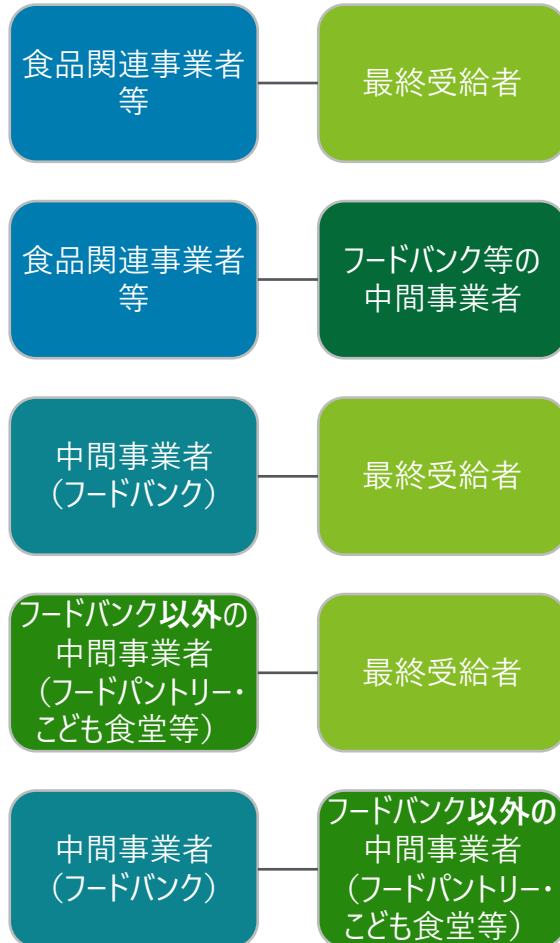


出所：1 消費者庁「令和2年度 食品ロス削減推進大賞 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）賞 株式会社ハローズ」、2 株式会社ハローズ 太田光一「ハローズモデル（令和4年4月）」（P.11）、3 株式会社ハローズ「フードバンク提供促進の先進的な取組（発行時期不明）」、4 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(3) 関係法令等の適用関係①

最終受給者に損害が生じた場合の食品関連事業者等、中間事業者と最終受給者の法的関係



- 食品関連事業者等のうち「製造業者等」(**製造物責任法第2条第3項**)に該当する者は、最終受給者の損害(治療費等)に関し、食品(製造物)をフードバンク等に引き渡した時点に存在した欠陥につき、製造物責任を問われる可能性がある(同法第3条)
- 食品関連事業者等は、最終受給者の損害(治療等)に関し、異物混入等に関する違法行為につき故意・過失がある場合には、不法行為責任を問われる可能性がある(**民法第709条**、**第710条**。なお**民法第715条**等(以下「民法第709条等」という。))も考えられる。
- 食品関連事業者等は、フードバンク等の中間事業者から、最終受給者へ損害賠償をした相当額に関し、債務不履行責任(**民法第415条第1項**)又は不法行為責任(**民法第709条等**)を問われる可能性がある。
- 中間事業者のうち、フードバンクは、最終受給者の損害(治療費等)に関し、不法行為責任(**民法第709条**)を問われる可能性がある。
- フードパントリー・こども食堂等の中間事業者は、最終受給者の損害(治療費等)に関し、製造物責任(**製造物責任法第3条**)、債務不履行責任(**民法第415条第1項**)又は不法行為責任(**民法第709条等**)を問われる可能性がある。
- フードバンクからフードパントリー・こども食堂等の中間事業者に食品が供給され、同一フードパントリー・こども食堂から最終受給者へ食品の提供がおこなわれた場合、)フードバンクは、フードパントリーやこども食堂が最終受給者へ損害賠償をした相当額に関し、フードパントリー・こども食堂から債務不履行責任(**民法第415条第1項**)又は不法行為責任(**民法第709条**)を問われる可能性がある。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(3) 関係法令等の適用関係②

異物混入等や表示の不備があった場合の行政法上の法的関係

食品衛生法

食品衛生法第6条により、異物の混入等により人の健康を損なうおそれがあるものの販売等を行うことは禁止されており、対象行為には「不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合」も含まれ、無償提供活動もこのような行為を行う場合は対象となる。

違反行為には、

①廃棄命令及び危害除去のための必要な処置（回収命令・改善命令など）（同法第59条）

②営業禁停止等（同法第60条）

が実施される場合がある。これら行政処分に従わない時は、刑事罰が科せられる場合がある。

食品表示法

食品表示法第5条により、食品関連事業者等は食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売を禁止されており、食品表示基準（以下「基準」という。）

に定められた表示事項や遵守事項を遵守しないで販売する場合は、

①品質に関する事項については、遵守すべき旨の指示、措置命令の行政処分が実施される場合がある。

②アレルギー、消費期限等の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項については、回収命令又は業務停止等の行政処分が実施される場合がある。

加えて、これら処分を担保するため刑事罰が科せられる場合がある。

「食品関連事業者等」には食品の製造、加工、輸入を業とする者のほか、食品の販売をする者が含まれ、この「販売」には、「不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡」が含まれ、無償提供活動もこのような行為を行う場合は対象となる。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(3) 関係法令等の適用関係③（ガイドライン・手引き等）

フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

- フードバンク活動における留意事項については、農林水産省の「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（2016年11月公表、2018年9月改正）」が参照される場合が多い。
- 同手引きの対象範囲は、食品関連事業者から提供された食品の譲渡に係る活動のみであり、調理を伴う活動は対象外である。

『フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き』の構成と主な内容

1 本手引きの目的 食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等の適切な運営確保に関する手引きを作成し、食品の提供者である食品関連事業者等からの信頼性向上を通じてフードバンク活動団体におけるこれら食品の取扱いを促進すること。	6 情報の記録及び伝達 食品関連事業者等、フードバンク活動団体、提供食品の受取先（施設及び団体等に限る）において、各種事項を記録・保存する。
2 本手引きの対象範囲 国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動を対象とし、調理を伴う活動については含まない。	7 関係者とのコミュニケーションの構築 - フードバンク活動団体は、食品ロスの現状、フードバンク活動の果たす役割、フードバンク活動の状況について、食品関連事業者等をはじめ広く一般に情報発信するとともに、定期的な情報交換を通じて、信頼性の向上に努める。 - また、食品の安定供給を図るため、必要に応じて、他のフードバンク活動団体や地方自治体等関係機関との連携に努める。
3 食品の提供又は譲渡における原則 - 食品関連事業者及びフードバンク活動団体は、最終的に食品を受け取る団体及び個人の要望を踏まえ、食品の提供又は譲渡を行う。 - 消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は受取先に譲渡しない。	8 その他 - フードバンク活動団体は、本手引きのほか、従前のとおり、食品衛生法、食品表示法これらに基づく基準、条例等に従うものとする。なお、食品衛生に関して、開設時など、適時、所在地を所管する保健所に相談することが望ましい。 - また、食品関連事業者等、フードバンク活動団体及び受取先は、食品の提供又は譲渡において知り得たそれぞれの者に関する情報を厳重に管理し、当事者の同意なしに提供しない。
4 関係者間のルール作り - 食品関連事業者等とフードバンク活動団体との間におけるルールづくりとして、以下を実施する。 - 提供食品の情報の把握 - 契約書又は合意書の作成・保有 - フードバンク活動団体における事業報告書等の備付け及び閲覧 - 同様に、フードバンク活動団体と食品の受取先との間におけるルールづくりとして、以下を実施する。 - 受取先の要望の把握 - 食品の譲渡に当たっての遵守事項等の確認・合意	（記載例 1～7） - 以下に関する記載例を紹介。 - 食品の提供・譲渡に関する合意書（食品関連事業者等・フードバンク活動団体） - 食品の譲渡に関する合意書（フードバンク活動団体・食品の受取先団体） - 衛生管理点検表（1回/日）、（1回/週）、（1回/月）、（1回/年）、温湿度チェック表 - 食品提供履歴管理表（食品関連事業者等用） - 食品提供履歴管理表（フードバンク用） - 廃棄・亡失管理表 - 食品の苦情対応
5 提供食品の品質・衛生管理 食品関連事業者等・フードバンク活動団体における、提供食品の品質確保、衛生管理に関する各種事項を整理。（表 1～13を参考に、適正に管理。）	

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(3) 関係法令等の適用関係④（現行のガイドライン・手引き等）

こども食堂に関する各種通知等

- こども食堂における取組の留意事項（新型コロナウイルス感染症対策関連を除く）については、以下の通知が主に参照される。
 - 保育所等における子ども食堂等の地域づくりに資する取組の実施等について
（こども家庭庁成育局保育政策課長・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 連名通知、令和5年9月7日）¹
 - 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（厚生労働省 子ども家庭局長等 連名通知、平成30年6月28日）²
※特に「（別添8）子ども食堂における衛生管理のポイント」が参照される（本資料p.35参照）。
- 地方公共団体にて、こども食堂の運営に関する手引きやガイドラインが作成されている場合もあるが、活動実施にあたっては、上記の通知（特に、平成30年通知）に加え、「こども食堂あんしん手帖（2023年改訂版、一般社団法人全国食支援活動協力会）」³、地方公共団体作成の衛生管理に関するリーフレット等を参照するよう案内していると見受けられる。
※全国こども食堂支援センター・むすびえは「こども食堂に「唯一の正しい形」はない」とし、自治体や社会福祉協議会等の作成資料を各種手引き書として紹介している⁴。

『保健所等における子ども食堂等の地域づくりに資する取組の実施等について』の構成
1. 保健所等において地域づくりに資する取組を行う意義
2. 保育所等における子ども食堂等の実施について
3. 実施に当たっての具体的な留意事項等 (1) 食事を提供する際の衛生管理について (2) 消耗品費、水道光熱費等の経費等の取扱いについて
別添資料1「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日厚生労働省子ども家庭庁局長等連名通知） 別添資料2「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭庁局長等連名通知）（抄）



『こども食堂あんしん手帖 2023年改訂版』の構成と主な内容
・ 食品衛生の基礎知識 身だしなみや体調チェック、健康管理点検表等
・ アレルギーの基礎知識 アレルギー食への対応、レシピ、代替食等
・ 食を育む 食を通した安心して暮らす居場所づくりや地域とのつながりの工夫等
・ あたらしいこども食堂のあり方 運営に関する工夫の事例やサポートセンターの活動紹介等

出所：1 こども家庭庁、文部科学省「保育所等における子ども食堂等の地域づくりに資する取組の実施等について（令和5年9月7日）」（p.3）、2 厚生労働省「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について（令和元年12月27日）」（pp.10-11）、3「こども食堂あんしん手帖（2023年改訂版、一般社団法人全国食支援活動協力会）」、4 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえHP「「こども食堂」をより安心・安全な場にするために、「食品衛生責任者」資格取得の助成制度を創設。今期は全国で50名、全額補助をスタートします。」（2024年3月1日最終確認）、5 消費者庁

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

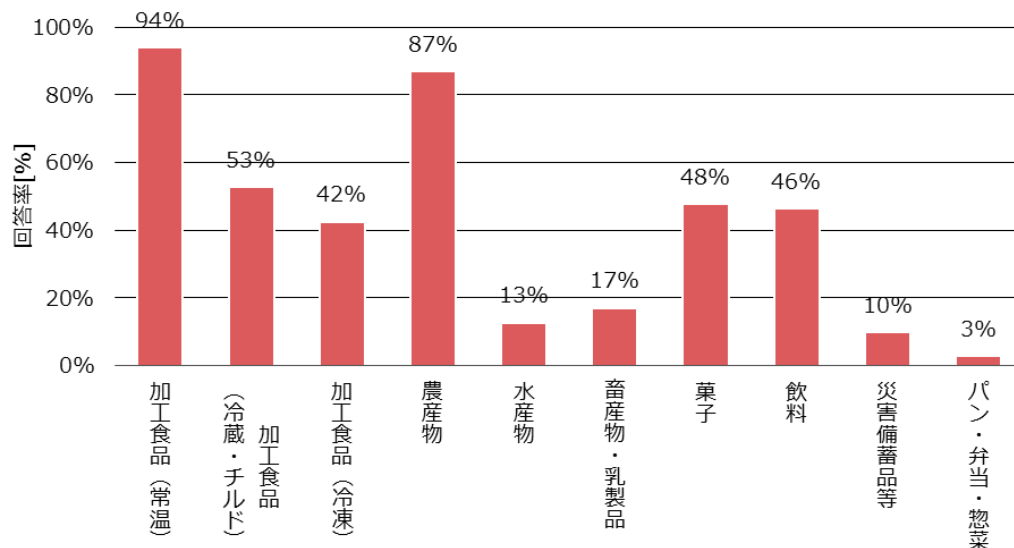
(4) 寄附食品（寄附食品の種類①）

フードバンクにおける寄附食品の種類

- 2023年時点において、最も取扱いの多い品目は「加工食品（常温）」であり、94%の団体で取扱いがあった。次いで、「農産物（米、野菜、果物等のいずれか一つ以上を回答）」を取扱う団体が87%と多かった。
- 設備が必要となる「加工食品（冷蔵・チルド）」を取扱う団体は53%と半数程度であり、「加工食品（冷凍）」を取扱う団体は42%であった。

図表 フードバンクにおける取扱品目（自由回答を集計、2023年）

N=252



- ※ 加工食品（常温）には加工食品（温度に関する言及無）、レトルト食品、缶詰、乾麺、カップ麺、ルー等、農産物には米、野菜、果物等、水産物には魚、海藻類（わかめ）等、畜産物には、肉、卵等と回答した団体をそれぞれ含む。
- ※ 出所2では、出所1における自由回答から、特定のキーワードを含むものを抽出・集計し、上記グラフを作成している。そのため、抽象的な表現（“食品”のみ等）で記載していた団体の回答等は集計されていない他、団体によっては取扱品目を網羅的に回答していない可能性があることに留意されたい。
- ※ 本回答は取扱いの有無を集計したものであり、取扱量の多寡を反映してはいない点に注意。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(4) 寄附食品（寄附食品の種類②）

こども食堂、フードパントリーにおける寄附食品の種類

- 2021年の食支援活動を対象とした調査によると、食支援活動（こども食堂含む）にて、過去1年以内に食品・食材の寄附を受けた経験は以下のとおりである。こども食堂の8割前後では、「米」「野菜、果物」「レトルト食品、インスタント食品」「菓子類」「飲料」の寄附を受入れていた。また、「肉、魚」「冷凍・冷蔵の惣菜・食材・食品」「調味料」も6～7割の団体にて寄附を受入れていた。
- 他の活動を見ると、フードパントリーについては、こども食堂と概ね同様の受入れ状況にあった。

図表 過去1年以内に寄附を受けた食品・食材（複数回答、2021年）【実施中の活動】

食支援活動の種類 食品・食材	合計	配食サービス	こども配食	会食会	地域食堂・多世代食堂、コミュニティカフェ	こども食堂	フードパントリー
	473活動	79活動	39活動	11活動	55活動	178活動	111活動
■ 米	80.6%	45.6%	94.9%	36.4%	69.1%	89.3%	96.4%
■ 肉、魚	52.1%	21.5%	59.0%	18.2%	52.7%	61.2%	59.5%
■ 野菜、果物	77.2%	51.9%	69.2%	27.3%	76.3%	87.6%	86.5%
■ 冷凍・冷蔵の惣菜・食材・食品	60.7%	30.4%	74.4%	18.2%	54.5%	68.5%	72.5%
■ レトルト食品、インスタント食品	72.8%	35.5%	97.4%	18.2%	61.8%	79.2%	91.0%
■ 調味料	62.6%	34.2%	79.5%	9.1%	58.2%	66.3%	78.4%
■ 菓子類	77.0%	43.1%	92.3%	18.2%	67.3%	88.7%	87.4%
■ 飲料	72.6%	38.0%	82.1%	18.2%	63.6%	83.7%	85.6%
■ お弁当	19.9%	12.7%	38.5%	0.0%	10.9%	20.7%	23.4%
■ その他	21.8%	10.0%	12.8%	9.1%	29.1%	20.2%	33.3%

※本結果は実績の有無であり、実際の食品取扱量の多寡ではない点に注意。

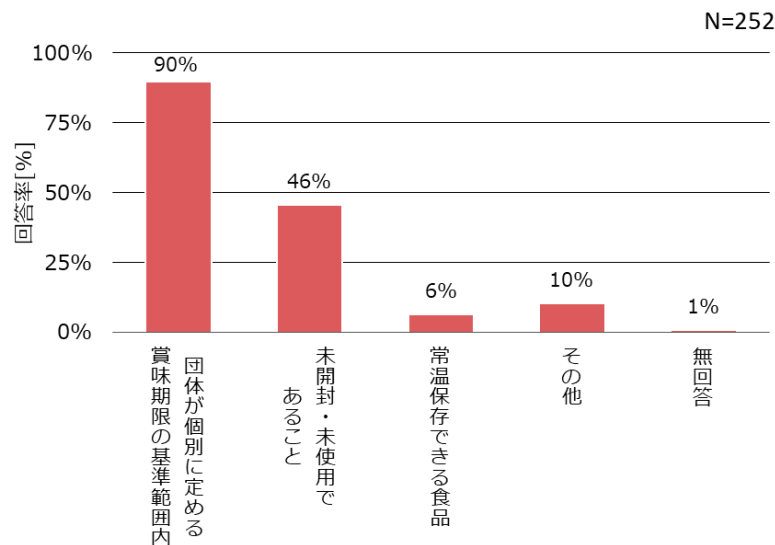
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(4) 寄附食品（受入条件①）

フードバンクの寄附食品受入条件

- 2023年時点におけるフードバンクの食品受入れ条件として、「団体が個別に定める賞味期限の基準範囲内」を挙げるフードバンクが最も多く90%であり、次いで、「未開封・未使用であること」を挙げるフードバンクが46%であった。
- 「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」には、消費・賞味期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品を、食品提供先に対して譲渡しないとの原則があり、特に期限表示を明確な条件としているフードバンクが多いことがわかる。

図表 フードバンクにおける食品の受入れ条件（自由回答を集計、2023年）



その他の回答（一部抜粋）

お米は前年度産まで

防災備蓄食材は2か月以上

冷凍品は1か月（パッケージ単位で1,000以上が希望）

基本はドライもの、冷凍等は要相談

主に農産物を扱っており、傷みの程度により判断

当団体が対象者へ配り切ることができる物及び量

日本語の食品表示の記載があるもの

匿名の寄附は受け付けていない

※ その他には、特定食品（米、防災備蓄品、冷凍食品等）の賞味期限に関する基準等も含む。

※ 出所2では、出所1において自由回答されていた各団体の受入れ条件が自由回答から、特定のキーワードを含むものを抽出・集計し、上記グラフを作成している。

そのため、団体によっては受入れの条件を網羅的に回答していない可能性があることに留意されたい。

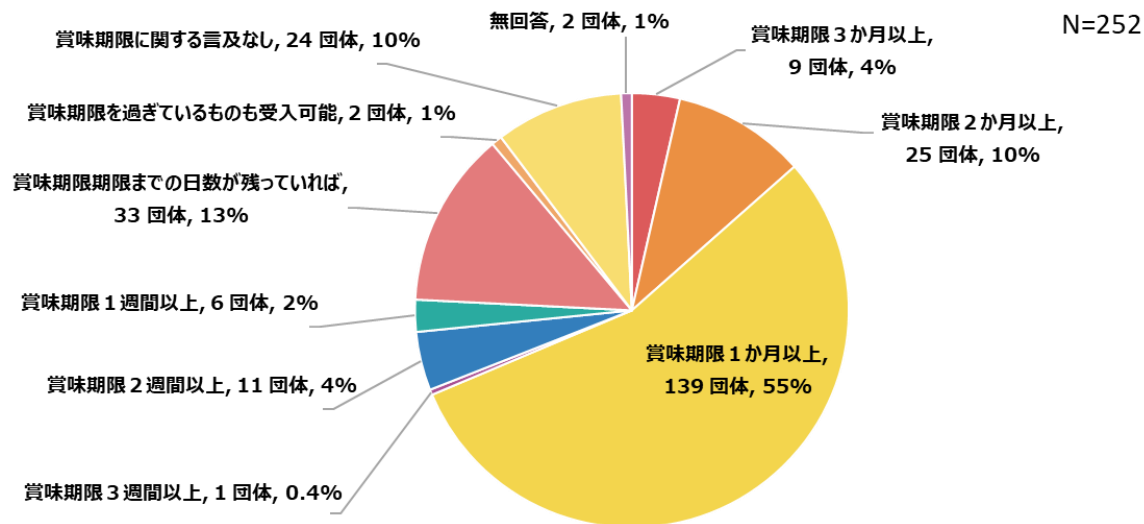
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(4) 寄附食品（受入条件②）

フードバンクの寄附食品受入条件・賞味期限の詳細

- 2023年時点におけるフードバンクの賞味期限に関する受入れ条件としては、「賞味期限まで1か月以上」とする団体が最も多く、55%（139団体）であった。最も厳しい条件として、「賞味期限まで3か月以上」とする団体が4%であった。
- 一方、期限までに日数が残っていれば、賞味期限までの日数が残っていれば受入れるとした団体も13%であった。少数ではあるが、賞味期限を過ぎているものも受入可能と回答した団体も2団体（1%）確認された。

図表 賞味期限に関する食品の受入れ条件（自由回答を集計、2023年）



※ 出所1では、各団体の受入れ条件が自由回答されており、出所2においては、当該日数“前”、“程度”等の表現を用いて回答した団体は、まとめて当該日数“以上”を受入基準としていると判断し、集計している。

※ 出所2では、出所1の「受入の条件」から、各団体の一般的な食品に対する受入れ条件と思われるものを集計している。団体によっては、特定食品（米、防災備蓄品、冷凍食品等）について別の受入れ条件を設けている場合がある。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(4) 寄附食品（受入条件③）

こども食堂の受入条件

- 平成30年通知（2.3（1/2）参照）における「（別添8）こども食堂における衛生管理のポイント」では、食中毒等の事故の発生防止のために、運営者・調理担当者等が守るべき衛生管理のポイントが整理されている。食品の受入れ条件については、同資料内に「4）原材料の受入れ」を設け、下表の内容について注意している。
- こども食堂向けのガイドブック「こども食堂あんしん手帖」においても、受入れにあたっての注意事項が記載されている。
- 2つの文書における記載項目を比較すると、原材料が寄附食品全般かの違いはあるが、概ね同様の趣旨が記載されており、基本的には食品の状態（包装の破損、腐敗の有無）、期限表示、保存条件（保存方法に対応可能か否か）を確認し、賞味期限までに使い切れる量（生鮮食品は1回で使い切れる量）を受入れることが求められていると考えられる。

図表 こども食堂における食品の受入れにおける注意事項

確認すべきポイント	厚生労働省 平成30年通知 （別添8）こども食堂における衛生管理のポイント 「4）原材料の受入れ」	（一社）全国食支援活動協力会 こども食堂あんしん手帖（2023年改訂版） 「寄付の申し出があったり、寄付食品をいただく機会が増えました。受け取るときに気を付けることはありますか？」
食品の量	■ 肉類、魚介類、野菜等の生鮮食品については、1回で使い切る量を調理当日に仕入れる。	■ 賞味期限までに適切に保管・保存し、使い切れる量であるかを確認する。 ※食品の種類によらず。 ■ 賞味期限（消費期限）内に、利用する。
賞味期限・消費期限、食品の性状	■ 包装が破れているもの、腐敗しているもの、消費期限が過ぎているもの、保存方法が守られていないものがないかを確認する。 ※賞味期限に関する記載は見受けられない。 ■ 見つかった場合は、調理に使用せず、廃棄する。	■ 食品・物品の受入れ時には、種類・数量・状態、賞味期限（消費期限）を確認する。 ※賞味期限（消費期限）を過ぎているものは受入れないという想定である。なお、期限までの残日数に関する記載はない。
備考	※その他、受入れ後の保存に関する記載あり。	※その他、受入れ時の配送方法・送料、配送時期、受入れ後の保存、アレルギー等に関する記載あり。

※ 平成30年通知は調理に用いる原材料の受入れに関する記載であり、こども食堂あんしん手帖は寄附食品の受入れ全般に関する記載であることに注意。

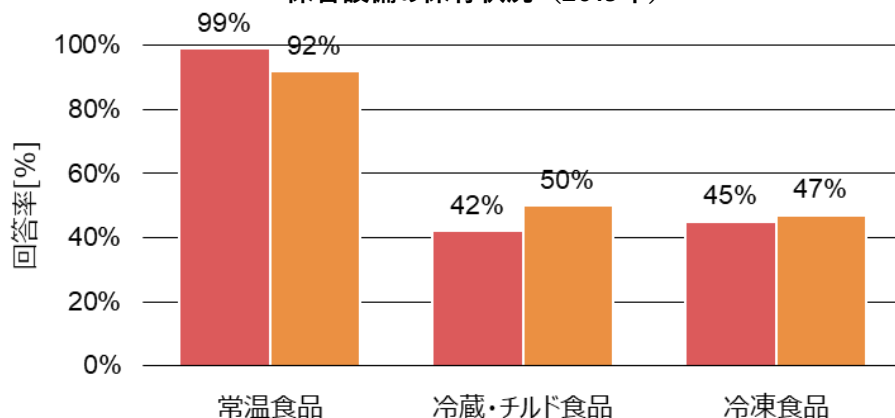
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(4) 寄附食品（温度帯別の取扱い状況）

フードバンクにおける常温・冷蔵・冷凍品の取扱い状況

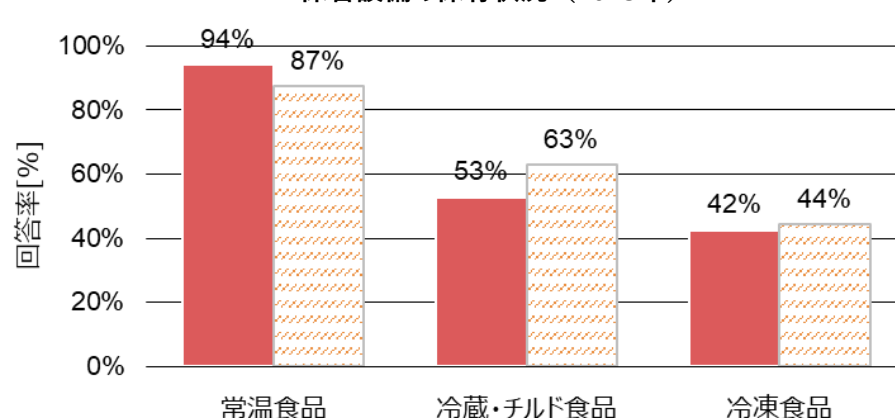
- 2019年時点の調査結果¹では、9割以上のフードバンクが常温食品の保管設備を保有し、ほぼ全てのフードバンクで常温食品を取扱っていた。一方で、冷蔵・チルド食品、冷凍食品の保管設備を保有しているフードバンクは5割程度であり、取扱い状況は4割程度であった。冷蔵・チルド食品、冷凍食品の取扱いの拡大には、保管設備が課題であると推察される。
- 2023年時点では、2019年と比べて冷蔵・チルド食品を取扱う団体の割合が増加していることも確認され、冷蔵・チルド食品の保管設備を保有する団体も増加傾向にあることが示唆された。

図表 フードバンク団体の食品温度帯別取扱い状況と保管設備の保有状況（2019年）



■ 食品取扱状況 (N=113) ■ 保管設備の保有状況 (N=116)

図表 フードバンク団体の食品温度帯別取扱い状況と保管設備の保有状況（2023年）



■ 食品取扱状況 (N=252) ■ 保管設備の保有状況 (推計値)

※ 2019年における食品取扱状況と保管設備の保有状況の比率が2023年も変わらないと仮定し、2023年における保管設備の保有状況を推計している。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（衛生管理①）

フードバンク向け手引きにおける規定

- 農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」¹では、第5章で「提供食品の品質・衛生管理」について以下を整理している。

『フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き』における「提供食品の品質・衛生管理」の内容（2019年時点の実施割合を併記。次頁参照）	
(1) 食品関連事業者 ・ 保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを 事前に確認する 。 ・ 必要に応じて提供食品の保管等の基準を指定する 。	③施設の衛生管理 87% ア ・ 施設及び周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持する。 イ ・ 施設内の採光、照明及び換気を十分行うものとする。 ウ ・ 窓及び出入り口は原則開放しない。開放する場合、害虫等への対策を実施。 エ ・ 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行う。 オ ・ 施設内では動物を飼育しない。
(2) フードバンク活動団体 ①提供食品の品質及び衛生管理 ・ 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有する。 ア ・ 取扱う食品に応じて、冷蔵庫等の低温管理施設及び保冷車を設置・保有し、 配送時を含めて適切な温度管理を行うものとする 。 50%	(3) マニュアル及び記録表の作成、保存について ^{※3} 47% ・ 食品の品質確保等のため、 表1～13を参考に、フードバンク活動の実情に応じて、作業従事者や管理者向けの手順書及び記録表等を作成、適正な衛生管理を行う 。 ・ 記録表等は記載例3を参考に作成し、管理・保存する。保存期間は、原則1年以上とし、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況を定期的に確認する。 表1 食品保管施設の清掃 、 表2 冷蔵庫・冷凍庫等の清掃 表3 冷蔵庫・冷凍庫等の点検 、 表4 配送車両等の点検・清掃 表5 食品の入庫管理 ・ 種類・数量、食品表示（期限、アレルギー）、容器・包装の状態、外観（鮮度、異物等）を点検。冷蔵・冷凍食品は、 品温（表面温度） も併せて点検。 ・ 不適合な食品：返品又は不適合理由を記載したシール・タグを付けて一時保管 。 表6 食品の保存管理 、 表7 食品の出庫管理 表8 食品取扱者の健康管理・衛生管理 表9 ネズミ・昆虫の防除 、 表10 廃棄物の適正管理 表11 フードバンク衛生管理者 ・ 食品保管施設ごとに、 フードバンク衛生管理者を定めて設置する 。 ・ その者は、 食品衛生条例等に定める食品衛生責任者と同等の食品衛生に関する知識を有する者とする 。 表12 食品回収の対応 ^{※4} 、 表13 食品の保存温度
イ ・ 食品は床に直置きしないものとする。 ・ 食品衛生に悪影響を及ぼす 薬品、廃棄物等とは分けて保管する 。 91%	
ウ ・ 保管中の食品が消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により、食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡をしない 。 ・ 当該食品は明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭がもれないようにする。廃棄物としての処理を行う場合には、市町村等の定めるルールを遵守する。	
エ ・ 食品の取扱いに従事する者は、 食品衛生に関する研修・講習等を定期的に受講し、食品衛生に関する必要な知見の習得に努める 。 40%	
②食品の受取及び配送時における検品 ア 受取時 ・ 食品関連事業者からの送り状又は納品書の内容と以下を照合・確認する。 食品の名称／数量／保存の方法／消費期限や賞味期限／アレルギー^{※1}／食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等の有無 87%	
イ 配送時 ・ 受取先からの注文、要請、配送計画の内容と以下を照合・確認する。 食品の名称^{※2}／数量^{※2}／保存の方法／消費期限や賞味期限／アレルギー／食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等の有無 87%	

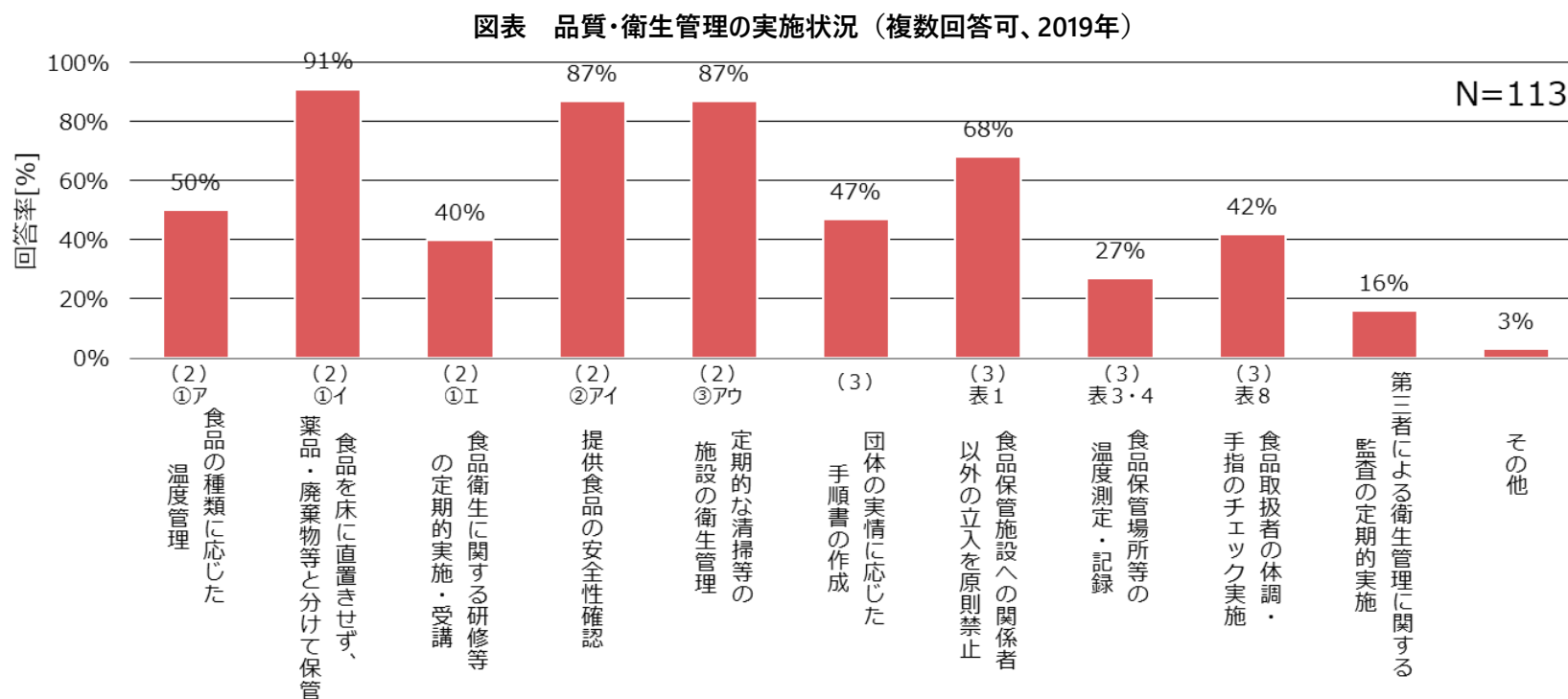
※1 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）及び平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知「食品表示基準について」に基づき提供食品に表示されている特定原材料等。※2 「食品との照合」の意味するところと推察。※3 2016年版には無し。※4 提供者から食品回収の依頼があった場合の対応。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（衛生管理②）

フードバンクにおける実際の衛生管理状況

- 2019年時点の調査結果¹において、約 9 割のフードバンクは「(2)/①/イ 食品を床に直置きしない等」「(2)/②/ア・イ 提供食品の安全性確認」「(2)/③/ア・ウ 定期的な清掃等の施設の衛生管理」に取り組んでいる。
- 一方、手引きにて「提供食品の品質・衛生管理」として明記される内容であっても、対応が半数以下のものも確認された。ただし、(3) は、2018年改訂にて明記された項目である。



出所：1 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」、2 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（衛生管理③）

こども食堂向けの通知による取組

- こども家庭庁の令和 5 年通知にて、こども食堂等の活動実施に際しては営業許可又は届出等が必要なこともあることから、事前に保健所に相談し、必要な助言及び指導を受けることとされている¹。
- 都道府県等は、食事を提供する行為を、食品衛生法における営業と見なすか（営業許可・届出等を必要とするか）を判断する。営業許可・届出が不要な場合も、必要に応じて適切な営業指導等を実施できるよう、**任意の届出**を可能とすること等を検討するよう求められている。なお、こども食堂等における営業性は、開催頻度等により個別に判断されている³。

図表 こども食堂等の活動実施における営業許可・届出に関連した記載

文書名	衛生管理に関する内容（概要）
こども家庭庁、文部科学省「保育所等における子ども食堂等の地域づくりに資する取組の実施等について（令和 5 年 9 月 7 日）」 ¹ ※各都道府県保育主管部（局）長等 宛	3 実施に当たっての具体的な留意事項等／（1）食事を提供する際の衛生管理について ■ 子ども食堂を実施し、食事を提供する際には、 実施内容によっては営業許可又は届出等が必要なこともあることから、子ども食堂を実施しようとする者に対し、事前に保健所に相談し、必要な助言及び指導を受けるよう助言する。 ・ 営業許可及び届出等が不要とされた場合、子ども食堂の実施に当たっての衛生管理については、平成30年通知においてお示しているところであり、保育所等の施設を利用して子ども食堂を実施する場合においても同通知を踏まえて、衛生管理を実施する必要がある。 （2.3.9（3/7）参照） ・ 営業許可又は届出が必要となる場合、HACCPに沿った衛生管理が必要となることから、「中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について」（令和 4 年 8 月 31 日厚生労働省子ども家庭局等連名通知）等を参考に、各施設の実態に応じ実施する必要がある。
厚生労働省「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について（令和元年12月27日）」 ² ※各都道府県知事等 宛	第2 営業届出に関する事項／1 営業届出制度の概要等 ■ 原則として全ての営業者にHACCPに沿った衛生管理を求めることとなった（法第51条第2項関係）。 ■ 営業許可の対象となる営業以外のものであっても、行政がその所在を把握し、必要な指導を行っていく必要がある。 ■ 営業許可業種以外の一定の営業者を対象として、営業届出の制度を創設したこと（法第57条関係）。 2 営業届出制度の運用上の留意点／ア ■ 法第68条第3項に規定する営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定多数又は多数の者に食品を供与する集団給食施設の設置者又は管理者については、飲食店営業の営業者と同じくHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行うものであることから、営業届出の対象とすること（法第68条第3項、施行規則第66条の3第1号関係）。 ■ 地域の催事や学園祭等のイベントのほか、 いわゆる子ども食堂等における飲食提供行為のうち、営業とは見なされないものについては届出も不要であるが、そのような飲食の提供実態を把握し、必要に応じて適切な衛生指導等を実施できるよう、地域の実情を踏まえ、任意の届出を可能とすることなどを検討されたいこと。

出所：1 こども家庭庁、文部科学省「保育所等における子ども食堂等の地域づくりに資する取組の実施等について（令和 5 年 9 月 7 日）」（p.3）、2 厚生労働省「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について（令和元年12月27日）」（pp.10-11）、3 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえHP「「こども食堂」をより安心・安全な場にするために、「食品衛生責任者」資格取得の助成制度を創設。今期は全国で50名、全額補助をスタートします。」（2024年 3 月 1 日最終確認）、4 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

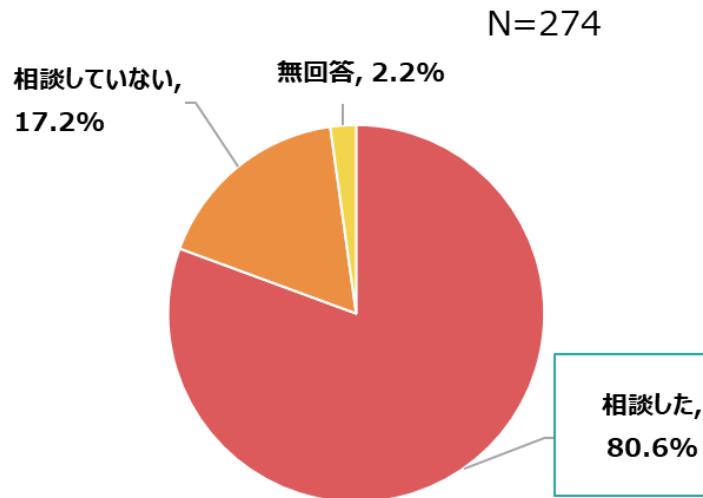
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（衛生管理④）

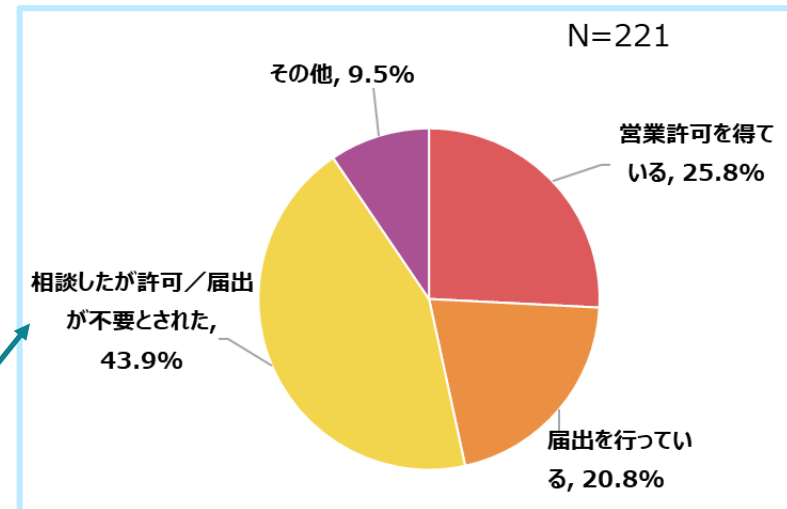
こども食堂における保健所への相談状況

- 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえは、前頁の通知と同様に、こども食堂を開設する際には、最寄りの保健所に相談し、食品衛生に関する指導・助言などを求めることを推奨している。
- 2017年度に農林水産省が実施した調査によれば、約 8 割のこども食堂は保健所へ営業許可や届出に関する相談を実施している。そのうち46.6%は営業許可又は届出を行い、43.9%は営業許可や届出は不要とされている。
- こども食堂における許可・届出の対応は、地域の保健所によって考え方が異なるとうかがえる。
例えば、徳島県では「子ども食堂における食事提供行為に関する取扱要領」を定め、県が「子ども食堂」一覧に掲載することを判断したものは※、取組開始前に「子ども食堂開設届出書」を施設所在地の管轄保健所に提出することとされている（ただし、飲食店営業等許可を取得している者が実施する場合を除く）。 ※掲載有無のほか、「事業内容」や「運営要件」の項目にも該当している場合が対象となる。

図表 こども食堂の営業にかかる保健所への許可・届出の状況（2017年）



図表 保健所へ「相談した」内訳（2017年）



1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（衛生管理⑤）

こども食堂における衛生管理のポイント

- 営業許可及び届出等が不要とされた場合は、厚生労働省「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（平成30年 6 月28日）」に基づき、衛生管理が実施される。
- 特に食中毒の発生防止のために、運営者・調理担当者等にて守ることが望まれる衛生管理のポイントとして、「（別添 8）子ども食堂における衛生管理のポイント」が整理されている。主な内容は以下のとおりである。

図表 「（別添 8）子ども食堂における衛生管理のポイント」の主な内容

章立て	主な内容（◎：中でも特に重要度が高い項目 ※凡例は出所に従う）
1）計画段階	● こども食堂開設前に最寄り保健所へ相談し、食品衛生に関する指導・助言などを求める。 ● <u>調理担当者は食品衛生に関する基本的な知識の習得に努める（食品衛生責任者養成講習会への参加等）。</u>
2）調理施設の衛生管理	◎ 調理施設は、給湯設備等の調理施設の要件が整った施設を使用する。清潔に保ち、不必要な物品を置かないようにする。 ● 洗剤などの薬剤は、食品とは別の場所に保管する。
3）運営者側の健康と衛生管理	◎ 作業開始前に、調理担当者の健康チェックを行い、体調不良の方は調理・配膳に携わらないようにする。 ◎ 手指に傷がある人は調理行為に参加しないようにする。 ◎ 石鹸と流水を使ってこまめに手洗いをする。予め手洗いが必要なタイミングを確認しておく。
4）原材料の受入れ （2.3.5 参照）	◎ 生鮮食品については 1 回で使い切る量を調理当日に仕入れる。 ● <u>包装が破れているもの、腐敗しているもの、消費期限が過ぎているもの、保存方法が守られていないものがあれば、廃棄する。</u> ◎ 冷蔵や冷凍が必要なものについては、速やかに冷蔵庫または冷凍庫に入れ、室温に置かれている時間をできるだけ短くする。 ● 作業開始前に、冷蔵・冷凍庫内の温度を確認し、異常があったときは、食材の状態に応じて使用を取り止めるか、よく加熱する。
5）下準備	● 冷蔵庫・冷凍庫から出した原材料は、速やかに下処理、調理を行う。調理器具や容器は、肉類、魚介類、野菜などの用途別に使い分ける。
6）調理	◎ 前日調理の禁止。／魚介類や野菜・果物は、流水でよく洗う。／特にお年寄りや幼児、妊婦など抵抗力が弱い方には、生ものの提供は避ける。／生の食材を扱う調理器具と、加熱済みの食品に使用する調理器具はそれぞれ専用のものにするか、使用の都度、洗剤でしっかり洗う。／食品は中心部まで良く加熱する。／調理後は、速やかに配膳し、早めに消費する。
その他考慮すべき事項	● 異物について：混入を防止する。 ● 食物アレルギーについて：「学校給食における食物アレルギー対応について」などの資料を参考に検討する。 ● 食事時の誤嚥・窒息について：事故が起きないように、メニューや食事の提供の仕方について配慮する。 ◎ その他：食中毒の発生時に調査が円滑に行えるよう、献立や食材の購入先・購入時間等の記録を最低 1 か月は保管する。 ● その他： <u>万一の事故の発生に備えて、個人や団体向けの保険への加入を検討する。</u> （2.3.9（6/7）参照）

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（衛生管理⑥）

こども食堂の衛生管理への支援

- こども食堂を支援する「連絡組織（2.3.1（5/5）参照）」では、衛生管理に関する情報提供等を実施する例が見られる（例：ガイドブックの作成¹、相談会の開催²、衛生講習会の開催³）。
- 一般社団法人全国食支援活動協力会は「こども食堂あんしん手帖（2023年度改訂版）」を作成し、その中で衛生管理に向けて実施すべき事項を整理し、「衛生チェックリスト」を掲載している¹。

図表 こども食堂における衛生管理に関する情報提供の例（実施すべき事項、衛生チェックリスト）

[illegible]

39 出所：1 一般社団法人全国食支援活動協会の「こども食堂あんしん手帖（2023年度改訂版）（2023年3月）」、2 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえHP「【開催レポート】こども食堂 衛生管理なんでも相談会（2023年12月19日）」（2024年3月1日最終確認）、3 一般社団法人全国食支援活動協会の「こども食堂あんしん手帖（2023年度改訂版）（2023年3月）」（p.11 千葉市子ども食堂ネットワークにおける、保健所と連携した事例を紹介）、4 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

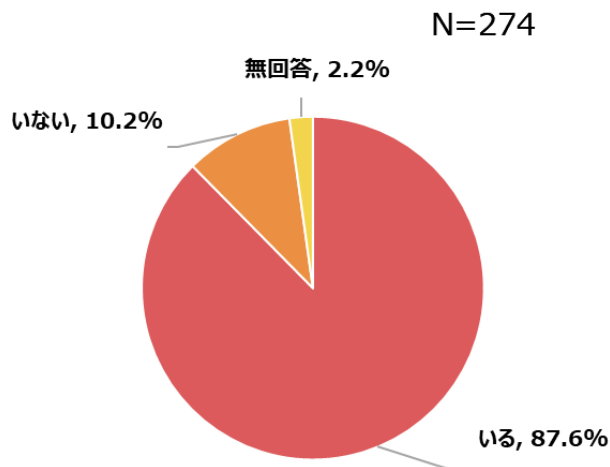
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（衛生管理⑦）

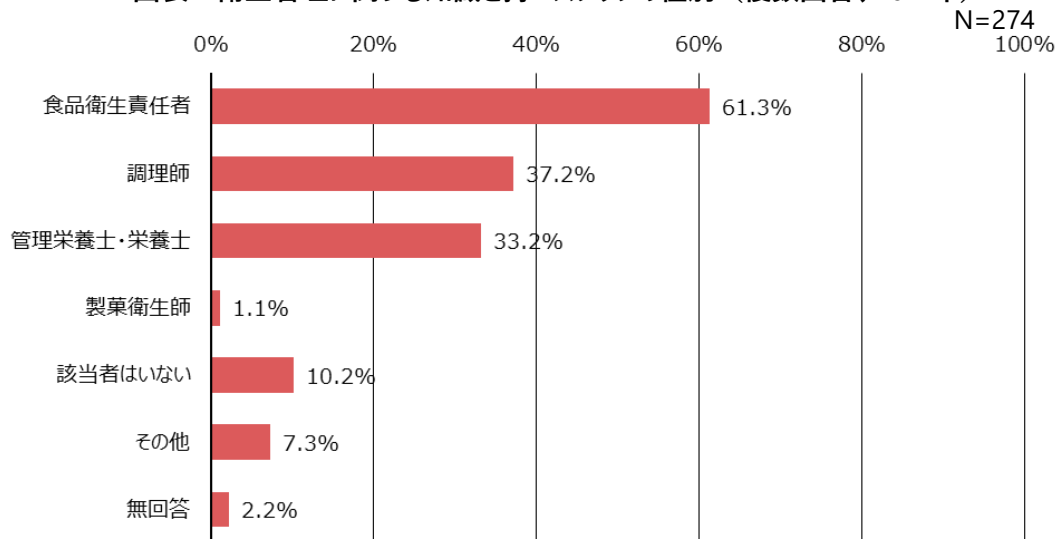
こども食堂における衛生管理スタッフ

- 食品衛生法上、食品を提供する行為が営業と見なされる場合は、営業者は「**食品衛生責任者**」を定めることとされている（食品衛生法第51条第1項、食品衛生法施行規則 別表第17 食品衛生責任者等の選任）¹。
- 営業許可及び届出等が不要とされた場合についても、p.33に示した「（別添8）子ども食堂における衛生管理のポイント」にて、**調理担当者が食品衛生に関する基本的な知識を習得するように努めることを促している**。また、知識習得の方法として、各自治体が実施する**食品衛生責任者養成講習会**※の受講を例示している²。
※食品衛生責任者養成講習会を受講すると、食品衛生責任者の資格が取得できる。
- 2017年に実施されたこども食堂向けの調査では、**衛生管理に関する知識を持つスタッフの所属率は約9割**であり、**食品衛生責任者の所属を挙げる運営主体は全体の約6割と最多**であった³。

図表 衛生管理の知識を持つ人がいるか（2017年）



図表 衛生管理に関する知識を持つスタッフの種別（複数回答、2017年）



出所：1 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（2024年3月1日最終確認）、2 厚生労働省「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（平成30年6月28日）」、3 農林水産省「子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携で食育の環が広がっています～（平成30年3月）」、4 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（記録①）

フードバンク向け手引きにおける規定

- 手引きでは、第6章で「情報の記録及び伝達」について整理している。保存期間は原則1年以上とし、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認することとされる。なお、2019年時点の調査結果では、約82%のフードバンクが、食品の取扱い記録を作成・保存しており、食品の追跡が可能と回答した（集計対象：111団体）。
- 提供食品が印字のズレ等、通常の販売が困難な食品については、食品関連事業者等が「訂正後の情報を当該フードバンク活動団体が認識できるよう適切に伝達するもの」とされており、食品寄附での活用を禁止されていない。

図表 手引きにて記録を作成し保存することが推奨されている項目

項目		食品関連事業者等	フードバンク	食品の受取先 (施設・団体)
①	名称	●	●	フードバンクに 準じた事項に 関する記録を 作成、保存する。
②	入出荷数量（食品関連事業者等→フードバンク→食品の受取先）	●（出荷）	●（入荷／出荷）	
③	保存の方法	●	●	
④	消費期限又は賞味期限	●	●	
⑤	アレルギー	●	●	
⑥	食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別、 その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項	●	●	
⑦	入出荷年月日	●（出荷）	●（入荷） ●（出荷）	
⑧	食品提供先／提供元の名称（食品関連事業者等→フードバンク→食品の受取先）	●（提供先）	●（提供元） ●（提供先）	
⑨	配送場所／受取場所（食品関連事業者等→フードバンク）	●（配送場所）	●（受取場所）	
⑩	出荷場所／譲渡場所（フードバンク→食品の受取先）		●（出荷場所） ●（譲渡場所）	
⑪	廃棄又は亡失をした場合には、その名称、数量、年月日、廃棄又は亡失の理由		●	
⑫	外寸	●	●	
⑬	重量	●	●	
⑭	品温（食品関連事業者等→フードバンク）	●（受渡時）	●（受取時）	

出所：1 農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（2016年11月公表、2018年9月改正）」（pp.11-12、22-23）※表記の一部を、本調査の表現に修正。2 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」（p.28）※出所の回収数は116だが、無回答5団体を除外して集計。3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

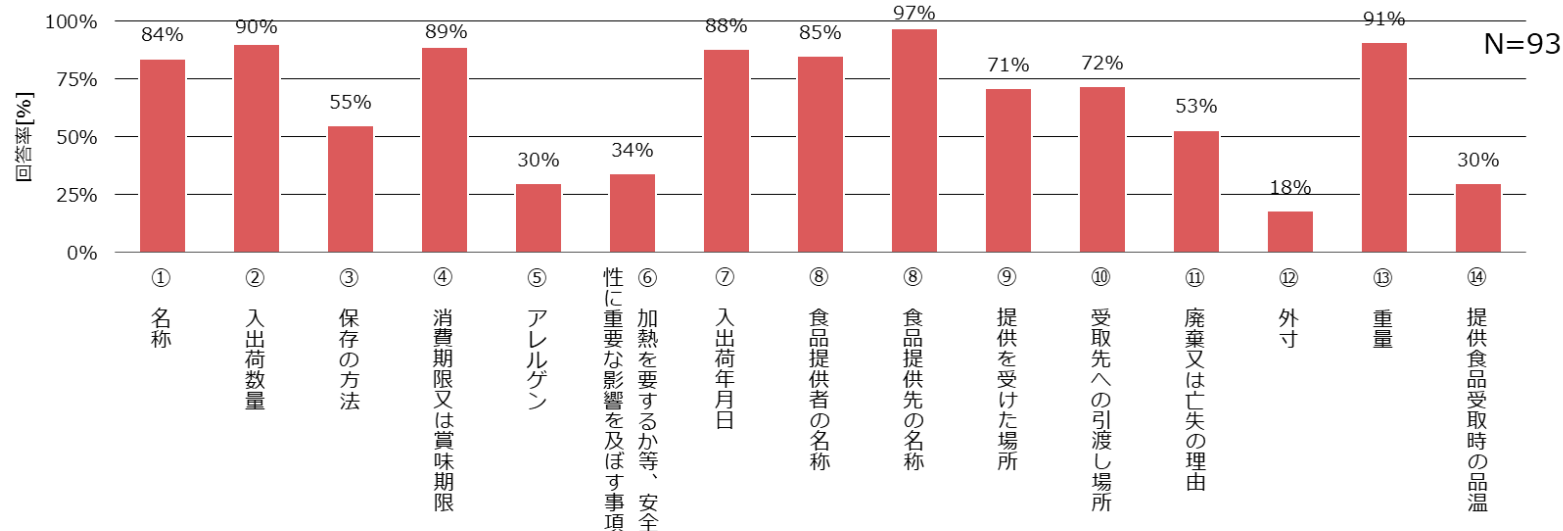
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（記録②）

フードバンクにおける実際の記録状況

- 前頁で整理した「手引きにて記録を作成し保存することが推奨されている項目」について、2019年時点の調査結果によると、項目毎に、記録実態にばらつきがあることが確認された。食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクのうち、8割以上が「①名称」「②入出荷数量」「④消費期限又は賞味期限」「⑦入出荷年月日」「⑧食品提供者/提供先の名称」「⑬重量」を記録しており、これらの項目が主な記録内容と考えられる。
- 一方、「⑤アレルギー」「⑥加熱を要するか等、安全性に重要な影響を及ぼす事項」「⑫外寸」「⑭提供食品受取時の品温」を記録している割合は4割未満であった。
- なお、一部のフードバンクにヒアリングしたところ、個人を支援する組織の具体的な活用方法、個人を支援する組織同士での授受等については、詳細な情報の記録はできていないのではないかと疑問も挙がった。

図表 食品取扱の記録情報（複数回答可、2019年）



※ 出所2では、出所1におけるアンケート調査の回収数116より前設問で「食品の取扱い記録を作成・保存しておらず、食品の追跡ができない」と回答した団体、及び本設問の無回答団体計23団体を除外し、集計している。

※ 前頁の「図表 手引きにて記録を作成し保存することが推奨されている項目」の項目に対応するよう、各選択肢に数字を加筆した。

※ 出所2では、出所1における表現等を一部修正している。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（合意書）

フードバンク向け手引きにおける規定

- 手引きでは第4章「関係者間のルールづくり」にて、「食品関連事業者等における提供食品の品質確保に関する事項」「提供食品の品質に関わる責任の所在に関する事項」「提供食品に係る事故発生時における対応に関する事項」を含んだ契約書又は合意書を作成することとしている。各事項の具体的な規定はないが、記載例では以下のとおりである。

図表 食品の提供・譲渡に関する合意書の記載例（内容を一部整理）

項目	食品関連事業者等とフードバンク	フードバンクと食品の受取先
提供食品の品質確保	「食品関連事業者」は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する食品を、「フードバンク」に提供する。	「フードバンク」は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する食品を「食品の受取先」に譲渡するものとする。
責任の所在	（１）食品の品質 ・提供段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、「食品関連事業者」において品質を保証する。 ・提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、「フードバンク」の責任において管理する。 （２）食品衛生上の問題 ・提供前の原因によるものは「食品関連事業者」の責任 ・提供後の原因によるものは「フードバンク」又は食品の受取先の責任	（１）食品の品質 ・譲渡段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、「フードバンク」及び食品関連事業者において品質を保証する。 ・譲渡後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、「食品の受取先」の責任において管理する。 （２）食品衛生上の問題 ・譲渡前の原因によるものは「フードバンク」又は食品関連事業者の責任 ・譲渡後の原因によるものは「食品の受取先」の責任
事故発生時における対応	「フードバンク」と「食品関連事業者等」は、提供食品に係る事故が発生した場合、「フードバンク」、「食品関連事業者」又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。	「フードバンク」と「食品の受取先」は、提供食品に係る事故が発生した場合、「フードバンク」、「食品の受取先」又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。 また、「食品の受取先」は提供食品について事故等が発生した際には、食品関連事業者ではなく、まず「フードバンク」に連絡するものとする。

<フードパントリー実施団体との合意書等>

- 出所2においてヒアリングしたフードバンクでは、食品提供先がフードパントリーを行う団体であっても、食品提供に伴って合意書等を締結していた。締結に際しては事前に説明を十分行い、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」と同等の品質・衛生管理を求めているとのことであった。
※フードパントリー活動は、寄附食品を加工等することなく、保管・提供していく取組であることから、フードバンク向けの同手引きが参考になると推察された。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（事故対応①）

フードバンクにおける保険加入の推奨状況

法令に基づく責任

▶ 最終受給者に損害が生じた場合には、食品関連事業者等、フードバンクは各種法令に基づく責任を問われる可能性がある¹。（詳細はP.24参照）

保険による対応

▶ 手引きでは、フードバンクに対する保険加入の推奨について言及はない。

フードバンクにおける
保険加入状況

▶ 出所2においてヒアリングしたフードバンクでは、NPO活動総合保険、ボランティア行事用保険に加入していた（P.45参照）。活動規模の小さな団体ではボランティア行事用保険やボランティア活動保険の活用が想定されたが、保険加入の概況については情報が無いとのことであった。

出所：1 消費者庁、農林水産省、環境省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（令和5年12月22日）」、2 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

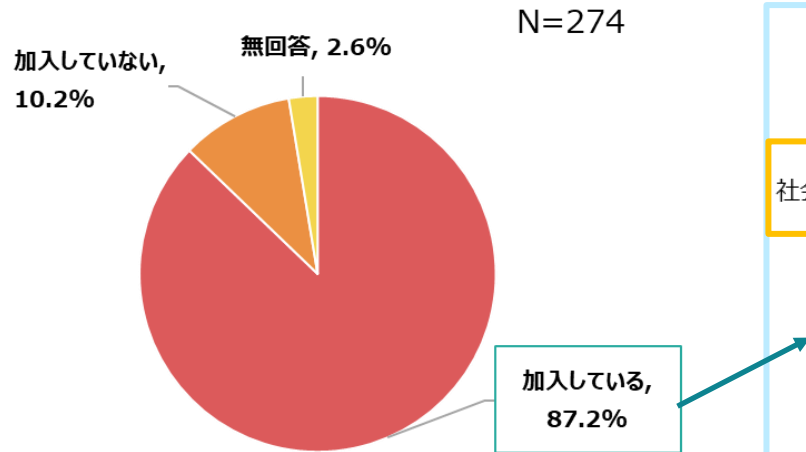
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（事故対応②）

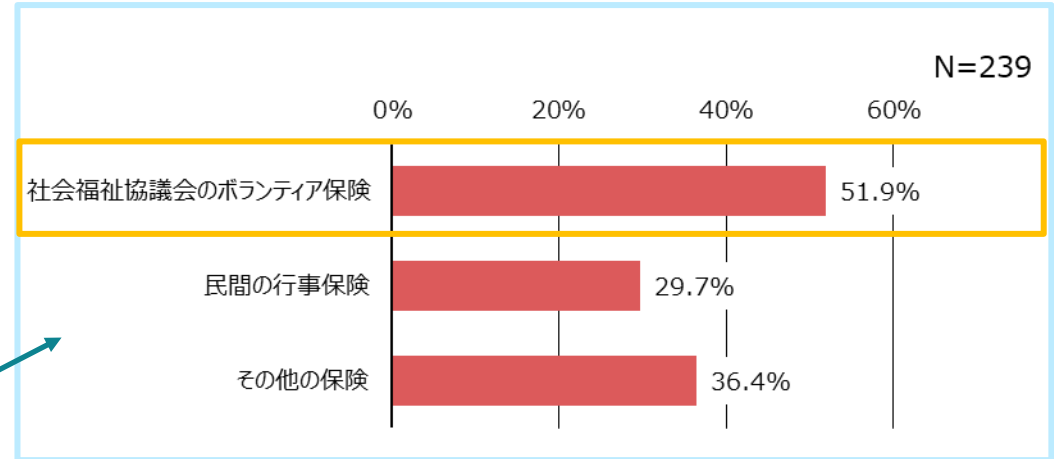
こども食堂における保険加入状況

- 最終受給者に損害が生じた場合のこども食堂における法的関係については、食品ロス削減目標達成に向けた「施策パッケージ別紙4」に整理されており、こども食堂は各種法令に基づく責任を問われる可能性がある¹。
- 2.3.9（3/7）に整理した「（別添8）子ども食堂における衛生管理のポイント」では、**万一の事故の発生に備えて、個人や団体向けの保険への加入を検討する**ように促している。また保険加入については、最寄りの市区町村社会福祉協議会などで相談することが可能と案内している²。
- 2017年に実施されたこども食堂向けの調査では、**約9割のこども食堂が何らかの保険に加入しており、うち約5割が社会福祉協議会のボランティア保険に加入していた**³。

図表 こども食堂の保険の加入状況（2017年）



図表 「加入している」の内訳（加入している保険）（2017年）



出所：1 消費者庁、農林水産省、環境省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（令和5年12月22日）」、2 厚生労働省「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（平成30年6月28日）」、3 農林水産省「子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携で食育の環が広がっています～（平成30年3月）」4 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(5) 管理状況（事故対応③）

こども食堂における保険加入の推奨状況

- 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえは、下表の保険への加入を検討することを推奨している。
- また、一般社団法人全国食支援活動協力会 は「こども食堂あんしん手帖」の中で、ボランティア行事用保険を例示している。

図表 加入を検討することが推奨されている保険一覧

名称	こんなときのために	ポイント	取扱窓口
ボランティア行事用保険	参加者のけが・食中毒・熱中症等、賠償責任など	けが・食中毒等は参加者・主催者全員が補償対象	社会福祉協議会
ボランティア活動保険	ボランティア自身のけが、ボランティアが利用者などに与えた傷害の賠償責任	ボランティア各人が加入	社会福祉協議会
イベント傷害保険、レクリエーション（傷害）保険	行事中に発生した参加者のけがなど	参加人数など制限がある場合も	民間保険会社など
生産物賠償責任保険	食中毒、配膳中のけがなど	飲食店営業許可が必要なことも	民間保険会社など
NPO活動総合保険	役職員、会員、ボランティア等のさまざまなリスク	必要に応じ各種補償の選択が可	民間保険会社など（あいおい損害保険）
食品営業賠償共済	食中毒など提供した食品が原因の事故	業務遂行・施設起因の事故などにも備えるには総合食品賠償共済を	食品衛生協会

出所：1 湯浅誠編、全国こども食堂支援センター・むすびえ著「むすびえのこども食堂白書（2020年12月30日）」本の種出版、2 一般社団法人全国食支援活動協力会「こども食堂あんしん手帖（2023年度改訂版）（2023年3月）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(6) 未利用食品活用のポテンシャル

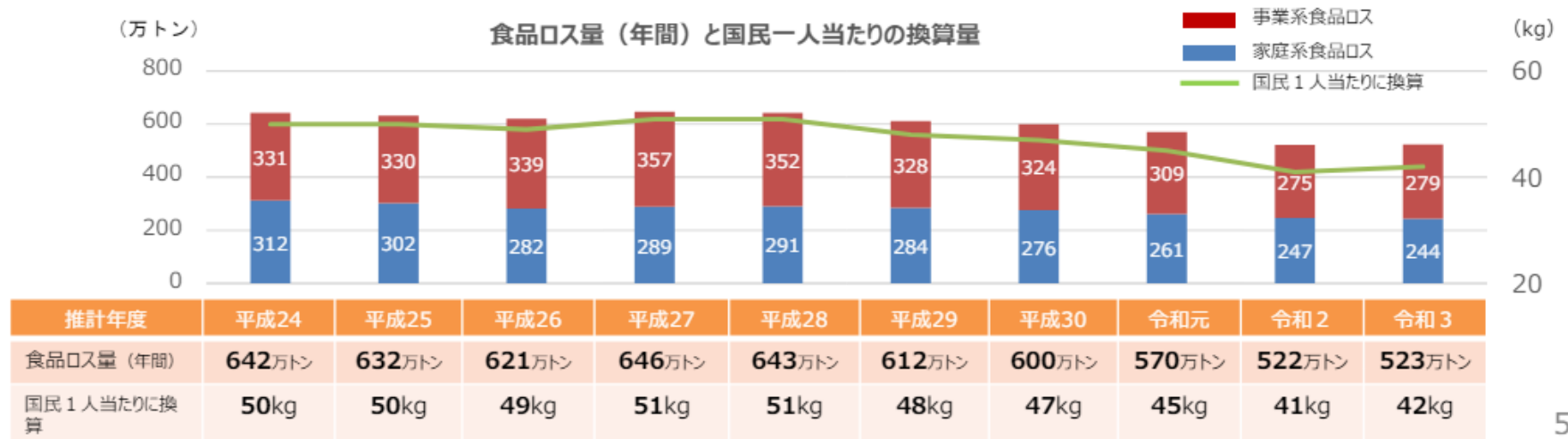
我が国の食品ロス量

- 「食品ロス」＝本来食べられるのに捨てられる食品
- 我が国の食品廃棄等は年間**2,402万トン**※1、うち食品ロスは**523万トン**※2
国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量※3（約**440万トン**）の**1.2倍**
- 食品ロスの内訳 ◎**事業系**：**279万トン**（53%）
◎**家庭系**：**244万トン**（47%） 食品ロスの**約半分**は家庭から

※1 飼料等として有価で取引されるものや、脱水等による減量分を含む

※2 令和3年度推計（農林水産省・環境省）

※3 国連世界食料計画（World Food Programme: WFP）2021年実績

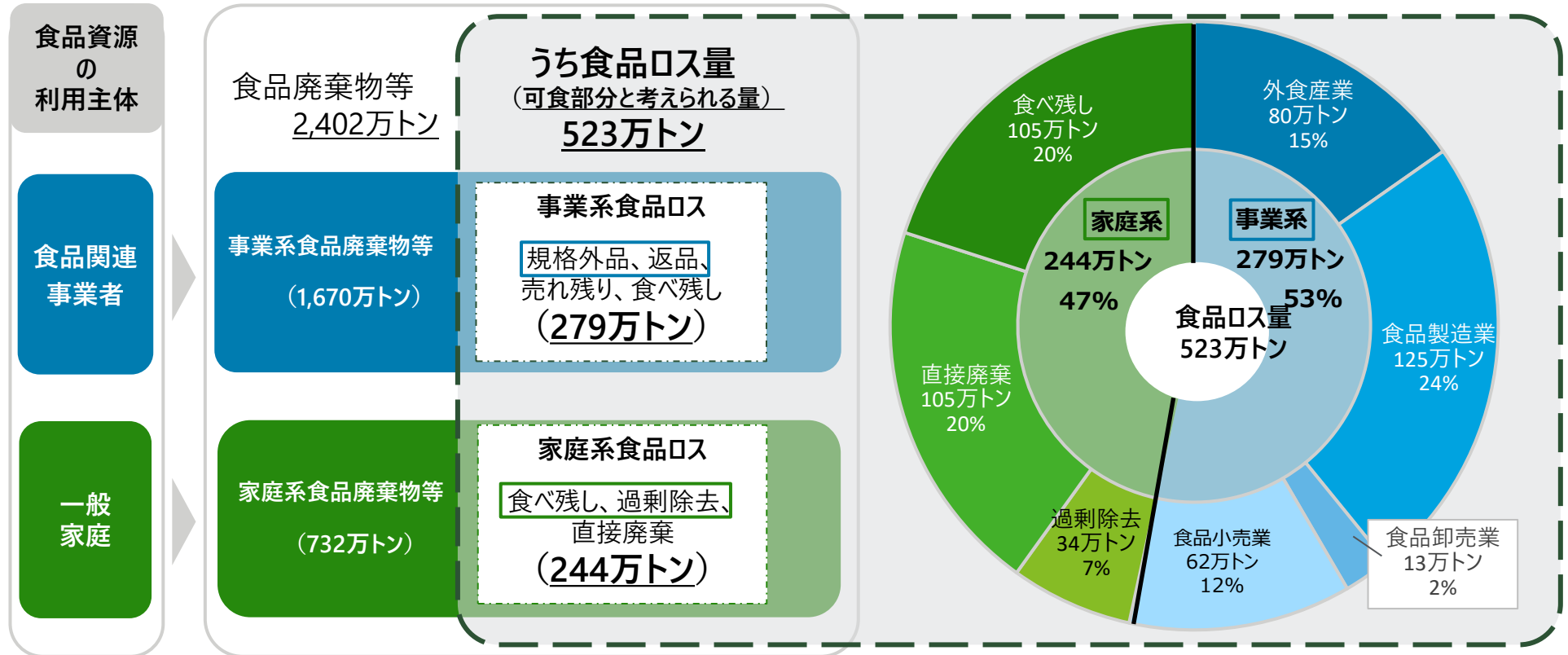


5

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(6) 未利用食品活用のポテンシャル

我が国の食品ロスの内訳① 食品廃棄物等の発生状況と割合＜概念図＞



資料：農林水産省及び環境省「令和3年度推計」

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は3億7,400万トン（令和2年度）、一般廃棄物の総排出量は4,095万トン（令和3年度）

資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

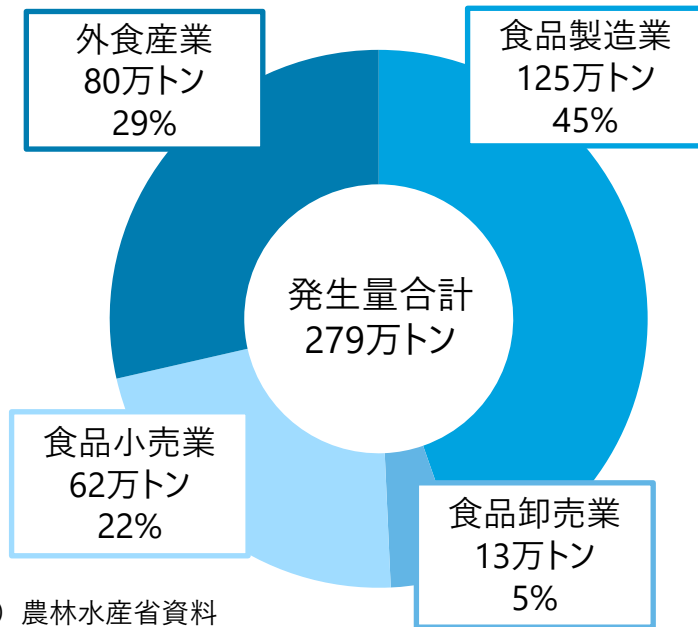
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(6) 未利用食品活用のポテンシャル

我が国の食品ロスの内訳② 発生要因の内訳

- 我が国の食品ロスは523万トン
- 食品ロスのうち事業系は279万トン、家庭系は244万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳（令和3年度）



（出典）農林水産省資料

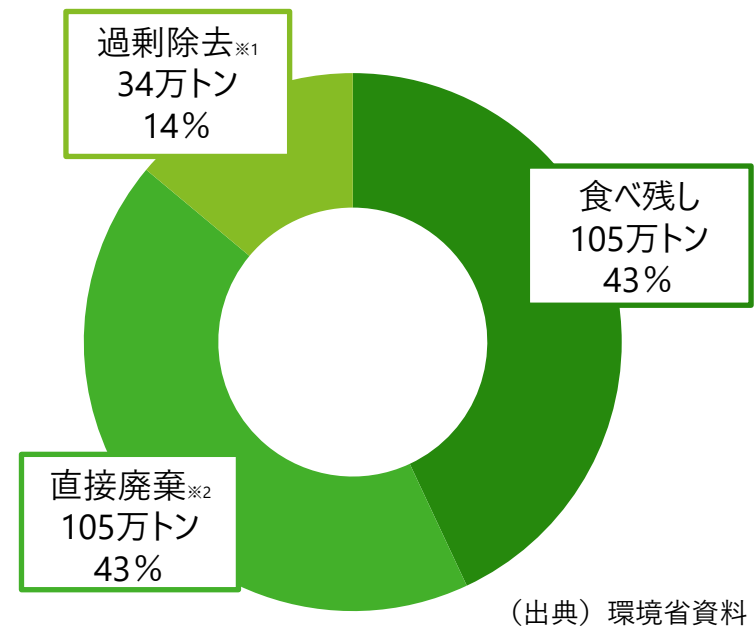
製造・卸・小売事業者

○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者

○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳（令和3年度）



（出典）環境省資料

※ 1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている

※ 2：未開封の食品が食べずに捨てられている

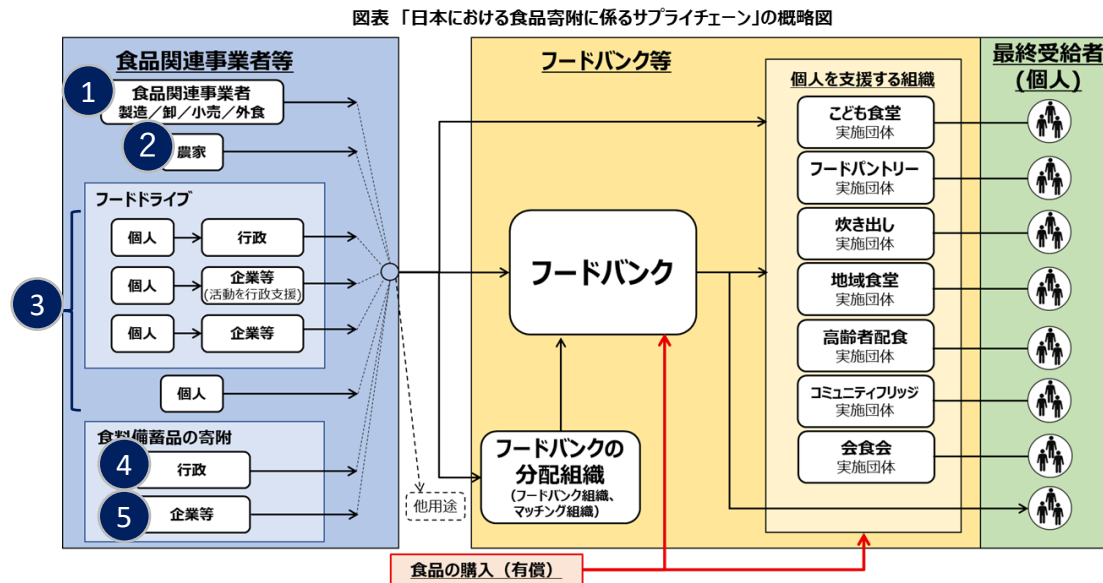
※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

出所：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料（令和5年6月9日版）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(6) 未利用食品活用のポテンシャル

食品関連事業者等における未利用食品の推計値



1 約24万t

- 外食段階の未利用食品等の廃棄は約20万トンと報告されているが¹、顧客の食べ残しの推計値であるため除外。
- 総量の観点では食品製造業、小売業にてポテンシャルは高い（一部のフードバンクのヒアリングより）。食品製造業では一度に多量の排出が生じ得るが、フードバンク等のキャパシティの問題で、マッチングがうまくいかない現状がある。小売業では、店頭販売期限を迎える食品の活用への期待が寄せられている。

- 2 農業の現場では、「圃場から収穫され、規格に合わないために出荷されない農作物、あるいは生産したにもかかわらず、供給過剰になり卸価格が下がった結果、適正価格維持のために、収穫されないで圃場でつぶされてしまう農作物など」が発生しているが、日本の食品ロス削減目標の計上対象に含まれていない。

3 約14万t¹

4 数百万食

食料備蓄品の入替えを5年に1回と仮定した場合の、「乾パン」「インスタント麺類」「アルファ化米等」「主食」についての当該量は約700万食（内閣府「物資調達・輸送調整等システム」2022/4/1時点のデータを元に試算）であるが、食品備蓄量に関するデータ精度に関する制約や、食料備蓄品の賞味期限の長期化等も見込まれることから、未利用食品等としての活用ポテンシャルを数百万食としている。

- 5 東京都は「東京都帰宅困難者対策条例」を定めており、東京商工会議所（2023）によると、同会員企業のうち、従業員向けに3日分以上の飲料水を備蓄している企業は約5割、食料は約4割であった。また、1日分以上の備蓄を実施する企業はそれぞれ約8割、約7割であった。多くの地方公共団体では東京都のような条例を設けていないことから、その他の地域の企業等における食料備蓄率は東京都よりも低いと推察される。

1：消費者庁、農林水産省、環境省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（令和5年12月22日）」

出所：消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

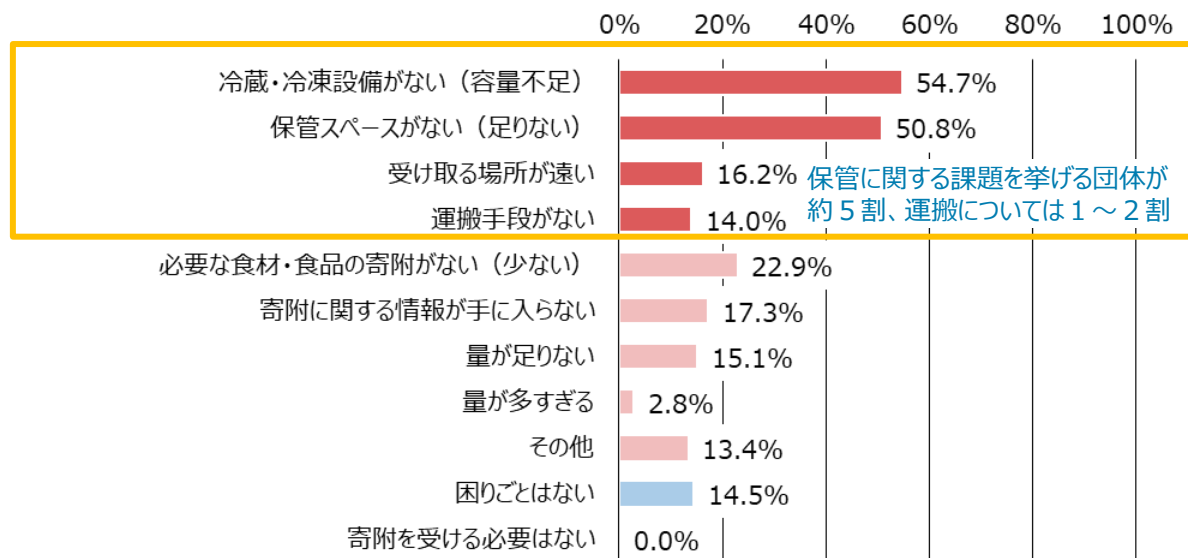
1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(7) その他（こども食堂の抱える課題）

こども食堂における寄附を受ける上での課題

- 2021年の食支援活動を対象とした調査にて、こども食堂を対象とした集計によると、食材・食品の寄附を受ける上での課題として、「冷蔵・冷凍設備がない（容量不足）」「保管スペースがない（足りない）」という食品の保管に関する項目は、約5割の回答率であった。また、「受け取る場所が遠い」「運搬手段がない」という食品の運搬に関する項目は、1～2割の回答率であった¹。
- 一般社団法人全国食支援活動協力会は、従来の寄贈の流れを整理し、寄贈における課題を「各種調整の手間」「配送コスト」と指摘している（寄贈主が各地の団体と個別に連絡・調整／中間支援組織を経由しない場合は、宅配で個別に配送／中間組織が冷凍・冷蔵設備を持っていない場合がある等）²。

図表 食材・食品の寄附を受ける上での課題（複数回答、2021年）【実施中の活動】



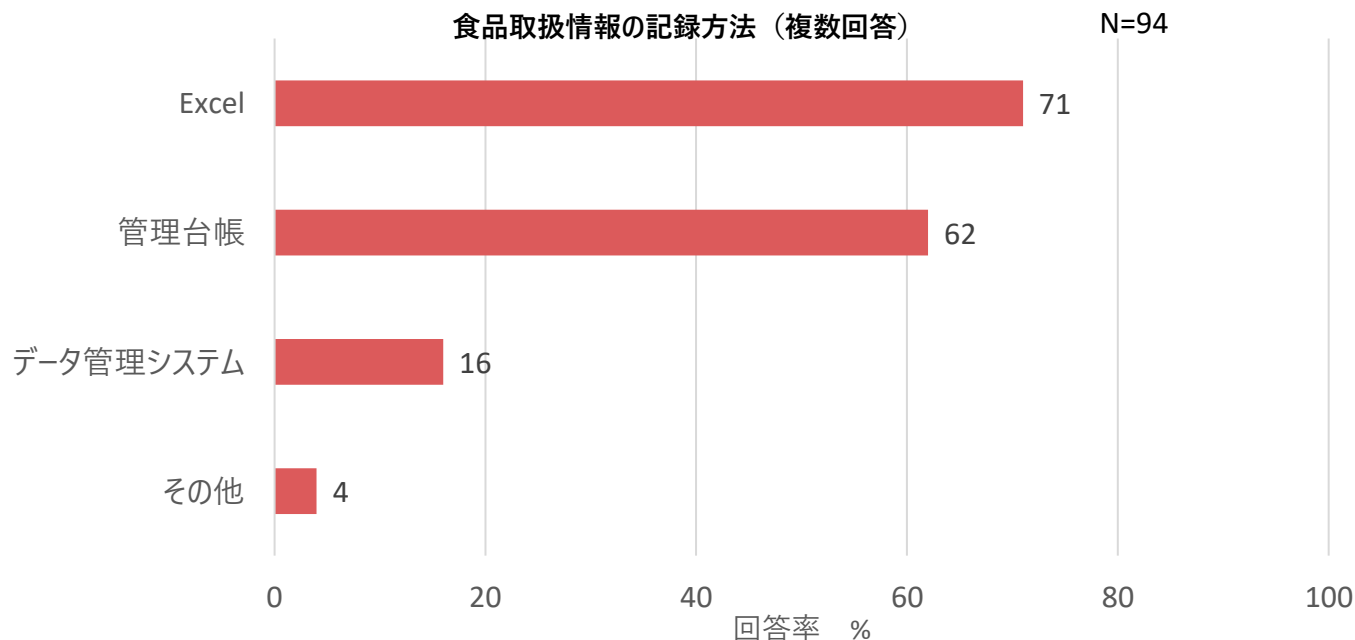
出所：1 一般社団法人全国食支援活動協力会、千葉大学人文科学研究院 清水洋行研究室「「2021年度コロナ禍における食支援活動の現状と食材支援に関する調査」の集計結果（数値データ版）（2022年4月15日）」、2 一般社団法人全国食支援活動協力会 平野覚治「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム（2021年）」、3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(7) その他（データ取扱い状況）

フードバンクにおける食品取扱情報の記録方法

- 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの7割強が、情報の記録方法として「Excel」を使用している。
- また、食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの6割強は「管理台帳」を使用している。
- 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの2割弱では、「Excel」以外の「データ管理システム」を使用している。
- その他の方法としては「伝票の保管」、「写真撮影」、「バーコードを活用した管理」との回答があった。「写真撮影」と回答したフードバンクは「食品受取先への提供量が多いと記録が大変になるために写真撮影を採用した」としている。
- なお、食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンク91団体のうち、43団体は、下掲の4つの方法の2つ以上を併用している。48団体は、1つの方法でのみ情報を記録している。



出所：農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(7) その他（災害時対応①）

令和6年能登半島地震での被災地支援 ①一般社団法人全国フードバンク推進協議会

- 一般社団法人全国フードバンク推進協議会は、令和6年能登半島地震において全国の加盟フードバンク団体や被災地域のフードバンク団体と協力し、支援を実施している。

生活支援物資の 斡旋

被災地域の自治体からの支援要請に基づき、加盟フードバンク団体に支援物資の発送を依頼。



拠点確保

中長期的な生活再建フェーズに向けた体制整備のため、現地ニーズの把握を行い、支援拠点を確保。



現地活動支援

穴水町、輪島市、能登町、珠洲市の市役所や町役場、社会福祉協議会、支援団体との連携関係を構築。公的支援が届いていない自主避難所や行政等が行う見守り支援の訪問時向けに物資提供を行う。

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(7) その他（災害時対応②）

令和6年能登半島地震での被災地支援 ②特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパン

- 日本フードバンク連盟の認証団体である特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパンは、令和6年能登半島地震において、災害支援団体や地元団体等と連携しながら、初動・緊急期の支援を実施している。また、復旧・復興期についてもフェーズに合わせた支援を実施予定である。

（第一フェーズ） 炊き出し支援、 食材提供

初動・緊急期の支援として、炊き出し支援や、物資支援をしている災害支援団体への食材提供による後方支援を実施。

✓ 活動実績

- 食品提供
 - 2HJトラック派遣台数：3トン車4回、4トン車3回
 - 提供団体数：約10団体（災害支援団体等）
- 炊き出し活動（災害支援団Gorrilaとの連携）
 - 1, 2, 3月の計3回
 - 提供品数：延べ41,474品
 - 供者数：延べ10,385人



（第二フェーズ） 在宅避難者向け 食支援

復旧期の支援として、在宅避難者等、公助の支援から漏れがちな被災者向けの食支援（地元団体と連携したモバイルパントリー等）を実施予定。

（第三フェーズ） ピンポイント支援、 地元団体への ノウハウ移転

復旧期から復興期にかけての支援として、被災者見守り支援事業（行政・社協）との連携により、災害貧困に陥っている在宅避難者やみなし仮設、仮設住宅居住者への食品パッケージ支援を実施予定。また、地元フードバンク団体へのノウハウ移転によりフードセーフティネットの仕組みの構築を検討。



1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(7) その他（災害時対応③）

令和6年能登半島地震での被災地支援 ③認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

- 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえでは、令和6年能登半島地震において被災地支援のタスクフォースを設置し、被災地のこども食堂中間支援団体等と連携し情報収集を実施しながら、こども食堂等に対するさまざまな支援を行っている。

こども食堂応援基金 の設立

こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）及びこども食堂が行う被災地支援活動等に関する支援を行う基金を立ち上げ、採択団体に助成金を分配。

物資仲介支援

企業や団体等寄附者から被災地のこども食堂に向けた物資の仲介支援を実施。炊き出し、弁当配布用の食材、避難所で使用する日用品等を仲介。

現地活動支援

こども食堂の開催補助、被災地や二次避難地域での開催情報の把握と広報の支援を実施。



2. 海外における食品寄附の概況

- (1) 諸外国における寄附量及び規制・税制優遇等の取組み
- (2) 国際会議等における議論・動向

2. 海外における食品寄附の状況

(1) 諸外国における寄附量及び規制・税制優遇等の取組み

諸外国の食品寄附に関する法制度の比較

	米国	英国	フランス	韓国	日本
食品寄附の規模	739万トン（2018年）	17万トン（2022年）	11.5万トン（2019年）	約2,400万ウォン（約240億円）（2021年）	近年の寄附量は少なくとも推計1万トン程度
税制優遇	一般控除に加え、 食品寄附に特化した拡大控除 あり（寄附食品の額の2倍が上限）	食品寄附に特化した税額控除なし	食品寄附の60%相当額の税控除と廃棄税の回避 によるメリット	一般的な寄附控除（食品寄附に特化した税制優遇なし）（寄附した食品の帳簿価額分を損金算入可能）	一般的な寄附控除（食品寄附に特化した税制優遇なし）（食品寄附を行う場合のコスト（輸送費、保管費、関連人件費等）は損金算入可能との解釈）
免責制度	善きサマリア人の法で一定の要件の下での寄附者と提供者（NPO）を 免責	善意の第三者の行動が食中毒等の結果を引き起こして政府はフードバンク団体に対しても免責される法が存在するが、食品寄附の促進効果は薄い	政府はフードバンク団体に対して民間の保険の活用を推奨	届出を行っていない事業者は民事責任を免除、届出を行った事業者は責任を受けるものの、国が保険料を支払う損保加入が義務	食品寄附者・提供者の免責について具体的な規定なし
廃棄規制	なし	なし	売れ残り食品の廃棄禁止 （要件に当てはまる食品事業者は認可された団体と食品寄附に関する協定の提案を行うことが義務化）	住宅から排出される食品廃棄物の従量課金制度 を導入	なし
その他	余剰農産物等を政府が買い上げ、各州を通じてフードバンクに提供	任意協定（コートールド公約）を中心とした民間企業・業界団体の自主的な取組により食品寄附を促進	—	—	—

出所：WRAP「Annual Survey of Redistribution Organisations in the UK 2022 update Key Findings」（2023年）

消費者庁「諸外国における食品の寄附の実態等に関する調査業務報告書」（2021年）

消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2. 海外における食品寄附の状況

(1) 諸外国における寄附量及び規制・税制優遇等の取組み

諸外国の期限表示に関する法制度の比較①

		米国	EU	英国	フランス	韓国	日本
期限表示 制度の 概要		国レベルでの制度は無く、多様な期限表示が存在。	FIC規則にて、加盟国で統一的な基本ルールを整備。	維持されたEU法の一つとして、FIC規則を継承。	FIC規則を遵守。	食品廃棄削減を目的の一つに掲げ、法制度を改正。「消費期限」へと統一が進む。	食品廃棄削減を目的に賞味期限を廃棄の目安ではなく、「おいしいめやす」として捉えるよう啓発を実施。
	食品 廃棄 削減 への 工夫	- 業界団体が統一的な表現の使用を事業者に要請。 - 消費者の混乱を解消し食品廃棄物を削減するため、連邦法の制定を議論中。	- 食品寄附の推進に向け、賞味期限を過ぎた食品でも寄附が認められる旨を明示。 - 期限の誤用を防ぐため、FIC規則の改正を検討中。	「賞味期限を過ぎた食品の寄附に関する合意書」や「賞味期限を過ぎて、許容可能な期間」を整備。 - 食品別のガイドを作成	- ガロ法にて、賞味期限を過ぎた食品の廃棄を禁止。 - 賞味期限を過ぎた後も消費可能な旨を、食品に明示できることを法律で規定。		
所管機関 等		- 米国農務省・食品安全検査局 (USDA/FSIS) - 食品医薬品局 (FDA)	- 欧州委員会保健衛生・食の安全総局(DG SANTE) - 欧州食品安全機構	- 環境・食糧・農村地域省(DEFRA) - 食品基準庁(FSA)	- 競争・消費・不正防止総局(DGCCRF) - 国立消費研究所(INC)	食品医薬品安全処	消費者庁
期限表示 の根拠法 令		- 連邦レベルの制度は無し。 - 州政府や地方自治体が、独自に制度を導入。	FIC規則 (Regulation(EU)1169/2011)	- FIC規則 - 食品期限表示に関するガイダンス (WRAP・FSA・DEFRA)	- FIC規則 - 消費法典	食品等の表示・広告に関する法律	- 食品表示法 - 食品表示基準 - 食品期限表示の設定のためのガイドライン¹

出所：消費者庁「諸外国における食品の期限表示制度及び普及啓発に関する調査業務報告書」（2023年）※日本に関する出所はp60参照。

2. 海外における食品寄附の状況

(1) 諸外国における寄附量及び規制・税制優遇等の取組み

諸外国の期限表示に関する法制度の比較②

	米国	EU	英国	フランス	韓国	日本
期限表示の定義と使い分け	- USDA/FSISは、いずれの期限表示も品質に関するものと理解するように、消費者へ現在指導している。 - 業界団体は自主的な運動で、「Best if Used By（品質）」「Use by（廃棄日）」の使用を要請中。	- Best Before：適切な保管時に品質が維持される期限 - Use by：短期間で人の健康に危険を及ぼす食品に、賞味期限に代わって用いるべき期限。 - 欧州食品安全機構が使い分けの考え方を提案。	- Best Before、Use By※FIC規則に準ずる - 使い分けの考え方をガイダンスで記載（最終的な選択は事業者に一任）。 - Use Byは短期間で人間の健康に危険を及ぼす食品のみに適用すべきと明示。	- 賞味期限(DDM)、消費期限(DLC)※FIC規則に準ずる - 賞味期限は、「同日付以降も消費可能」の文言を併記可能。 - Use Byは短期間で人間の健康に危険を及ぼす食品のみに適用すべきと明示。	- 消費期限：表示された保存方法で保存する場合、摂取しても安全性に問題がない期限。 2023年は制度の移行期間に当たる。 - 加工食品の9割は消費期限の表示対象。	- 賞味期限²：おいしく食べることができる期限。この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではない。 - 消費期限²：期限を過ぎたら食べない方がよい期限。
期限の設定方法/安全係数の有無	- 国レベルでは、方法論への具体的な明示はない。（事業者に一任） - 行政・業界のいずれからも、安全係数やその数値に関する情報は見られない。 ※流通環境等を考慮すべき旨の言及に留まる。	- EUとして、方法論への統一的な規定はない。 - 安全係数やその数値に関する情報は見られない。 ※流通環境等を考慮すべき旨の言及に留まる。（欧州食品安全機構の科学的意見書）	- 国・業界団体のガイダンスにて、方法論の枠組みを明示。（流通環境等を考慮すべき旨等） - 安全係数は法的要件ではない。同様の概念に関する事例として、約75%、約85%の報告があり。	- 国レベルで、方法論への具体的な明示はない。（事業者に一任） - 安全係数は確認されなかったが、事業者が余裕を持った期限の設定をしていることが実態として確認されている。	- 基本的な設定方法として、以下の考え方を明示。 [消費期限] =[品質安全限界期間]×[安全係数(※)] ※80～90%を例示 - 移行措置として、国が参照可能な実験結果を公表。	- 基本的には、「食品の特性に応じ、設定された期限」×「安全係数（1未満の係数）」の乗算により、設定する。ただし、義務的な定めではない。 - はなく、業界団体の基準を採用する事例等あり¹。 - 賞味期限の安全係数には、0.8以上を目安として推奨³。

出所：消費者庁「諸外国における食品の期限表示制度及び普及啓発に関する調査業務報告書」（2023年）※日本に関する出所はp60参照。

2. 海外における食品寄附の状況

(1) 諸外国における寄附量及び規制・税制優遇等の取組み

諸外国の期限表示に関する法制度の比較③

	米国	EU	英国	フランス	韓国	日本
表示期限を過ぎた食品の取扱い ※品質に関する期限については、腐敗の兆候等が無い場合に限る	- 品質に関する期限： - 国の方針として、期限を過ぎた食品は寄附可能と明示。 - ただし、法的な明示ではない。 - 州単位では、推奨/禁止は異なる。MS州では賞味期限を過ぎた食品について、所定の条件下では寄附が可能であり、民事責任の免除も認めている。 - 各フードバンクで最終的に取扱いの判断がされている。	- 賞味期限：期限を過ぎた食品も所定の条件下では寄附が可能であると規定。（超過の旨を明示的に示す責任があると、ガイドラインで整理されている。） - 消費期限：期限を過ぎた食品は安全ではなく、食品事業者による取扱いは禁止されている。	- 賞味期限：期限を過ぎた食品も所定の条件下では寄附可能であると規定。 - また、余剰食品の再流通の促進に向け、必要な手順等をガイドで整備しており、合意書例や、「賞味期限を過ぎて、許容可能な期間」の目安を整備している。 - 消費期限：期限前に冷凍された食品は期限表示を貼替えることで、寄附可能（賞味期限も同様。）	- 法律にて、小売店等に売れ残り食品や、賞味期限を過ぎた食品の廃棄を禁止し、寄附を斡旋。 - フードバンクが「衛生慣行に関するガイド」を策定し、賞味期限後の配布可能期間の目安を整備。 - 国が食品寄附のためのモデル契約書を整備。	消費期限：食品寄附・小売店共に、期限を過ぎた食品の取扱いを認めていない。（改正前においても、流通期限を過ぎた食品の取扱いを認めていない。）	- 賞味期限：期限を過ぎたことで直ちに衛生上の問題は生じないが、賞味期限内に販売することが望まれる³。 - 多くのフードバンクでは、賞味期限まで1か月以上ある食品の寄附を受け付けている⁴。 - 消費期限：期限を過ぎた食品を販売することは厳に慎むべき³。
期限表示の認知度	- 品質に関する期限を、同内容で認識する割合：62～70% - 安全性に関する表示を、同内容で認識する割合：42～54% ※消費者アンケート（n=1,029、2016年）	- 期限表示の意味を正しく回答できた割合：賞味期限...47% 消費期限...40% ※消費者アンケート（n=26,601、2015年）	- 期限表示の意味を正しく回答できた割合：賞味期限...77% 消費期限...56% ※消費者アンケート（各n=1,012、2021年）	- 消費時に、日付に付随する期限の文言を確認する割合：常に確認...37% ときどき確認...32% 確認しない...31% ※消費者アンケート（n=1,007、2022年）	- 流通期限を少し過ぎた食品でも、食べるのには問題ない：83.3%（同意率） ※消費者アンケート（n=1,000、2022年） ※改正前の期限表示（流通期限）に関する調査	- 賞味期限・消費期限について、よく／ある程度理解している：78.0% ※消費者アンケート（n=5,000、2022年） ※令和4年度消費生活意識調査(第2回)の結果⁵

出所：消費者庁「諸外国における食品の期限表示制度及び普及啓発に関する調査業務報告書」（2023年）」
 1. 厚生労働省、農林水産省「食品の期限表示の設定のためのガイドライン」（2005年）
 2. 消費者庁「食品の期限表示」
 3. 消費者庁「食品表示基準Q&A」（2015年※最終改正2023年）
 4. 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業 フードバンク実態調査事業報告書」（2020年）
 5. 消費者庁「令和4年度第2回消費生活意識調査結果について」（2022年）

2. 海外における食品寄附の状況

(1) 諸外国における寄附量及び規制・税制優遇等の取組み

EUガイドラインの収載事項

- 欧州委員会は、EUの関連規制を明確にした上で、食品再流通における障壁を取り除くことを目的として、食品の寄附に関するガイドラインを発行している。

食品の寄附に関するEUガイドライン（2017/c361/01）の構成と主な内容	
1 はじめに 1.1. 背景 1.2. 目的	6 消費者への食品情報提供 6.1. 法的背景 6.2. 余剰食品の再分配への影響 6.2.1. 包装済み食品の情報要件 6.2.2. 言語要件 6.2.3. 包装されていない食品の情報要件 6.3. 日付表示 6.3.1. 法的背景 6.3.2. 余剰食品の再流通への影響 6.3.3. 卵：日付表示ルールと再流通方法
2 対象範囲 2.1. 食品再流通とは何か 2.2. 余剰食品とは何か 2.3. 関係者は誰か	
3 食品再流通：関係者の役割と義務 3.1. 再流通の活動と慈善団体 3.1.1. 食品再流通のための余剰食品の分類 3.2. トレーサビリティ	
4 食品安全問題が発生した際の主な責任と法的責任の決定方法 4.1. 法的背景 4.2. 余剰食品の再流通への影響	7 財政ルール 7.1. 付加価値税（VAT） 7.2. 財政的インセンティブ
5 衛生面の規制と余剰食品の再流通 5.1. 全ての食品寄附活動に適用される一般衛生要求事項 5.2. 動物由来食品の再流通に適用される特定の衛生要求事項 5.3. ホスピタリティ、ケータリング、フードサービスセクターからの余剰食品の再流通に適用される衛生要求事項 5.4. 再流通を促進するための余剰食品の冷凍	8 他のEUプログラム 8.1. 最貧困層への欧州支援基金（Fund for European Aid to the Most Deprived and food donations; FEAD） 8.2. 農産物における共通市場規則 8.3. 水産物における共通市場規則
	付録 1 食品寄附に関連する法的規定の要約表 付録 2 ディジジョンツリー：慈善団体/フードバンクに供給する小売業者として、もしくは慈善団体/フードバンクとして、Regulation (EC) No 853/2004を遵守する必要があるか

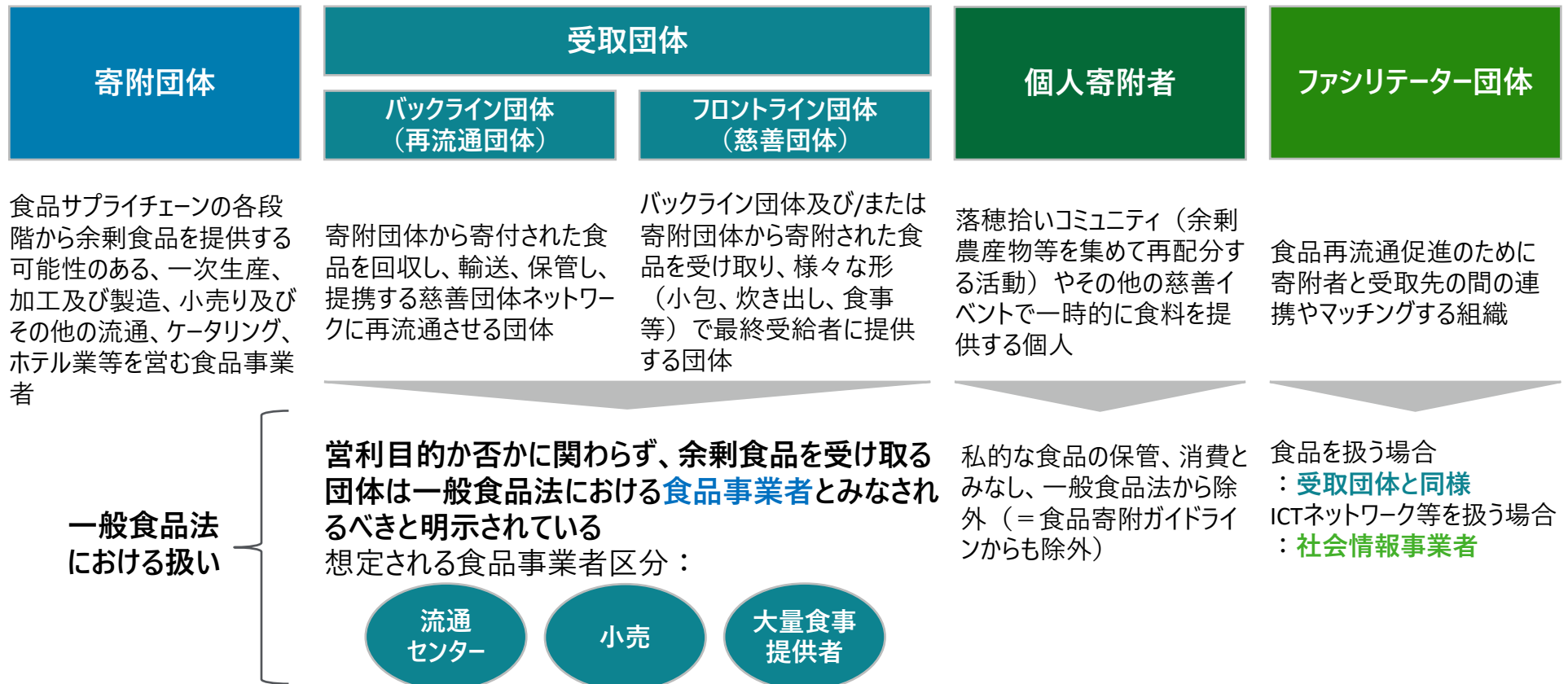
2. 海外における食品寄附の状況

(1) 諸外国における寄附量及び規制・税制優遇等の取組み

EUガイドラインにおける食品寄附関係者の定義

- 食品の寄附に関するEUガイドラインでは、余剰食品の再流通は**一般食品法の対象**であり、営利目的か否かに関わらず、食品の供給に関連する業務は明らかに食品を「**市場に出す**」ことと同義であると示している。

食品の寄附に関するEUガイドライン（2017/c361/01）における食品再流通に関わる事業者等の定義



出所：欧州委員会「食品の寄附に関するEUガイドライン（2017/c361/01）」事務局仮訳

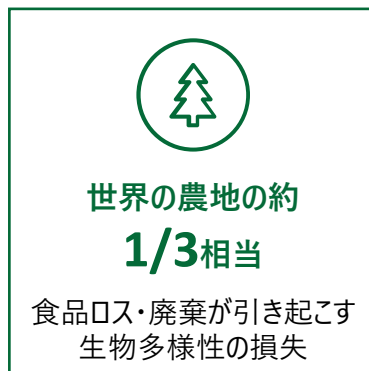
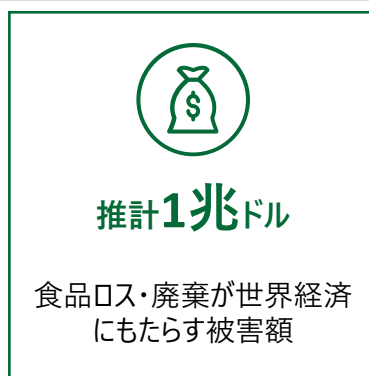
2. 海外における食品寄附の状況

(2)国際会議等における議論・動向

国連における食品寄附に係る議論 世界の食品ロス・廃棄物の課題

- 国連のプレスリリース¹によると、2022年時点において、すべての大陸の世帯が**1日あたり10億食以上を廃棄**し、世界経済、気候変動、自然損失・汚染に拍車をかけている一方で、**7億8,300万人が飢餓の影響**を受けている。
- この崩壊したフードシステムへの対処として、余剰食品の寄附は、食品ロス・廃棄と飢餓・食料不安の双方の解決に貢献する。

世界の食品ロス・廃棄物に関するキーデータ



7億8,300万人

飢餓の影響を受けている人々

人類の1/3

食料不安に直面している人々

2. 海外における食品寄附の状況

(2)国際会議等における議論・動向

国連における食品寄附に係る議論 - 2021年フードシステムサミット

- 2021年9月の国連フードシステムサミットでは、2030年のSDGs達成に向けた行動を加速させ、食料システムを改革することを目的に、**食品ロス削減やすべての人への安全で栄養価の高い食品へのアクセス確保**等の内容を含む5つのアクションエリアが設定され、世界中から約300のコミットメントが集まった。
- 2023年に行われたフードシステムサミットのストックテイク会合におけるプログラム『食品ロスと廃棄物（FLW; Food Loss & Waste）の防止と削減：フードシステム変革の鍵』では、FLW削減の好事例として、**食品ロスの削減と共に食料安全保障を実現するフードバンク活動**が紹介されており、FLW削減に向けて食品の再流通が奨励されている。

国連フードシステムサミットにおける5つのアクションエリア（2021）

すべての人に対する安全で栄養価の高い食品へのアクセスの確保

飢餓と栄養失調の撲滅、非感染性疾患の発生率低下、すべての人に対する手頃な価格で安全な十分な量の食品へのアクセス

持続可能な消費パターンへの転換

持続可能な方法で生産された食料に対する消費者の需要喚起、地域のバリューチェーンの強化、栄養状態の改善、食資源の再利用とリサイクルによるFLW削減

ネイチャーポジティブな生産の推進

食料生産、加工、流通における環境資源の利用の最適化、生物多様性の損失、汚染、水使用量、土壌劣化、温室効果ガス排出量の削減

公平な生活と価値分配の推進

食料バリューチェーン上の完全な雇用、リスクの分配、雇用の創出、貧困の撲滅への貢献

脆弱性、ショック、ストレスに対するレジリエンス構築

健康的で持続可能な食料システムの継続的な機能の確保

『FLWの防止と削減：フードシステム変革の鍵』議論の要旨抜粋（2023）

1. FLWの予防と削減はSDGsを達成するための食料システムの変革を加速させる

FLWの予防と削減は、食料不安や栄養不良、気候変動、環境の悪化や水などの天然資源の持続不可能な開発を防ぐ一方で、国や世帯に社会経済的利益、生計の機会、経済的貯蓄を提供する。

2. FLWへの対処には、循環的アプローチがとられるべきである

FLWへの対処は収集された証拠に基づくべきであり、女性、若者、先住民族などの特定のグループのニーズを考慮して適切な介入を行うべきである。また、安全な食品の「回収と再分配、廃棄食品のリサイクルと価値ある製品への再循環を含む循環的アプローチがとられるべきである。

3. 政府全体のアプローチ、一貫した政策、国および地方レベルでの適切なガバナンス構造が必要である

パブリックセクターでは、持続可能な方法でFLWを削減するために必要な投資を奨励する法的枠組みや適切なインフラ、手段を整備することにより、民間セクターや他の食料システム関係者のための環境創出をすべきである。

出所：国連「Nearly 300 commitments from civil society, farmers, youth and Indigenous Peoples and Member States highlights Summit's inclusive process to accelerate action」（最終確認2024/4/30）

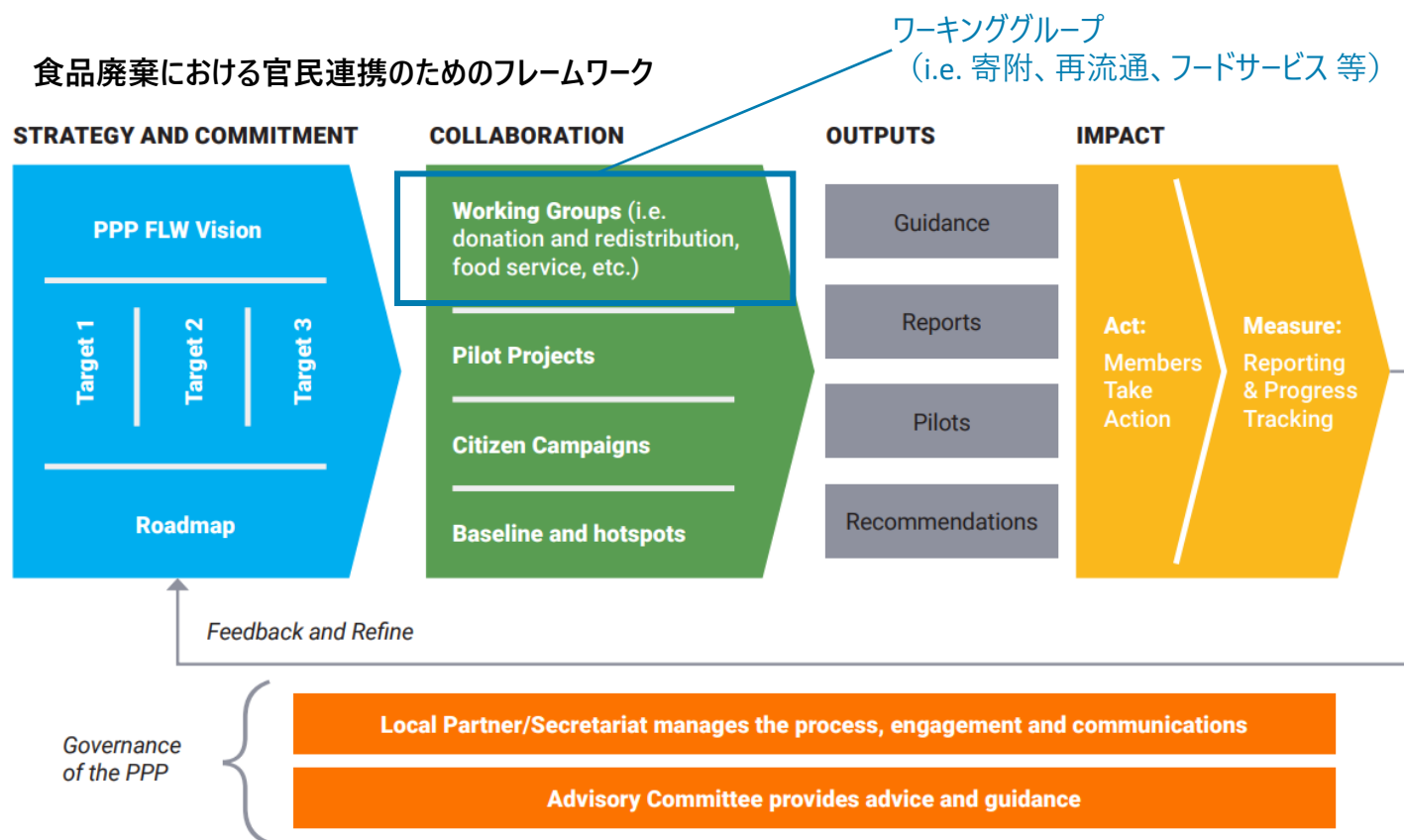
国連「UN Food Systems Summit+2 Stocktaking Moment SESSION REPORT」（最終確認2024/4/30）

2. 海外における食品寄附の状況

(2)国際会議等における議論・動向

国連における食品寄附に係る議論 - 「2024年Food Waste Index Report」

- 2024年にUNEPが発行したFood Waste Index Reportでは、複数の国で行われた研究に基づき作成された、食品の余剰・ロス・廃棄に対処するための官民連携フレームワークが掲載されている。
- 構成要素の一つであるコラボレーションの中で編成するワーキンググループの例として、寄附や再流通が挙げられている。



2. 海外における食品寄附の状況

(2) 国際会議等における議論の動向

G20における取組み

- G20では、食品寄附に係る政策の強化を、食品ロス・食品廃棄の削減、食料安全保障の強化、気候変動対策の一環として掲げ、各国の優れた関連政策事例を共有できる「The Global Food Donation Policy Atlas」プロジェクトを推進している。

“Atlas”Projectによる推奨事項

寄附食品における食品安全の明確なガイダンス発行

フードバンクは地域や国の食品安全基準を満たし、それを上回る一方で、寄附者に向けた有用なガイダンスが不可欠

食品寄附関係者に対する包括的な責任保護の提供

安全な食品を誠実に寄附し再配布する者に対する責任保護が必要

期限表示ラベルの標準化

安全性と品質の二重日付表示スキームと、その解釈に対する明確なガイダンスが必要

食品寄附義務と食品廃棄の罰則の制定

食品寄附の要件や食品廃棄に対する罰則によって企業の食品廃棄の意欲を低下させる

税制優遇の創設

寄附食品に対する付加価値税の優遇や税額控除によって、食品寄附を食品廃棄の経済的な代替手段とする

食品寄附に対する政府補助金とインセンティブの提供

輸送やインフラプロジェクトなどの食品寄附支援への補助金やインセンティブ、資金および技術支援を政府は提供すべき

食品寄附を含む食品廃棄に関する国内法や政策の制定

食品ロスと廃棄に関する国内法は政策の一貫性を確保し、サプライチェーンに沿った食料回収の取組みを促進

G20における今後のアプローチ（要請）

- 「The Global Food Donation Policy Atlas」プロジェクトを通じて、食品寄附の政策や法律に関するベストプラクティスを継続的に参照し、自国の改革とのギャップを特定する
- 法的責任に係る政策を含め、保護、食品の安全性、期限表示など、食品廃棄物を削減するための無・低コストの政策遂行を優先する
- 税制上の優遇措置や、政府による安全な余剰食料の回収・再配布などの、食品寄附のインセンティブやインフラへ投資する
- 食品ロスと廃棄を測定するための定量化ツールを導入することで、食品ロスや廃棄の目標値をより適切に設定するとともに、大企業に食品廃棄物や寄附のデータを元にした報告を義務付ける
- 長期的な食料安全保障の基礎となる政府プログラムに対し、その補完的な役割を果たすフードバンクの重要性を認識し、その活動を支援する